

平成25年12月第4回八街市議会定例会会議録（第3号）

.....

1. 開議 平成25年12月5日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1 番 長谷川 健 介
- 2 番 鈴 木 広 美
- 3 番 服 部 雅 恵
- 4 番 小 菅 耕 二
- 5 番 小 山 栄 治
- 6 番 木 村 利 晴
- 7 番 石 井 孝 昭
- 8 番 桜 田 秀 雄
- 9 番 山 口 孝 弘
- 10 番 小 高 良 則
- 11 番 湯 浅 祐 徳
- 12 番 中 田 眞 司
- 13 番 古 場 正 春
- 14 番 林 政 男
- 15 番 新 宅 雅 子
- 16 番 鯨 井 眞佐子
- 17 番 加 藤 弘
- 18 番 京 増 藤 江
- 19 番 右 山 正 美
- 20 番 丸 山 わき子
- 21 番 川 上 雄 次
- 22 番 林 修 三

.....

1. 欠席議員は次のとおり

な し

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副 市	長	小 澤 誠 一
教 育	長	川 島 澄 男
総 務 部	長	浅 羽 芳 明
市 民 部	長	加 藤 多久美

市民部参事（事）国保年金課長	小 出 聰 一
経 済 環 境 部 長	中 村 治 幸
建 設 部 長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
農業委員会事務局長	麻 生 和 敏
選挙管理委員会事務局長	石 毛 勝
監 査 委 員 事 務 局 長	吉 田 一 郎
財 政 課 長	佐 藤 幸 男
高 齢 者 福 祉 課 長	宮 崎 充
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	金 崎 正 人
学校給食センター所長	加 瀬 芳 之
総務部参事（事）総務課長	石 毛 勝
社 会 福 祉 課 長	石 川 良 道
経済環境部参事（事）農政課長	吉 野 輝 美
建設部参事（事）道路河川課長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
副 主 査	居 初 理 英 子

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第3号）

平成25年12月5日（木）午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（林 修三君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。

順次質問を許します。

最初に、誠和会、小高良則議員の個人質問を許します。

○小高良則君

おはようございます。誠和会の小高良則です。会派ご理解のもと、今回質問させていただきますことに感謝申し上げます。

本年も残すところ、あと一月程度となりました。今年を振り返ってみますとさまざまな事件、事故がございました。記憶に新しいものでは台風26号による大島の災害をはじめ、日本各地にも大小さまざまな被害がもたらされました。復旧による2次災害もございました。竜巻の被害も3・11をほうふつとさせるような悲惨な惨状でした。また、ニュースでは痛ましい事件が後を絶たず、大変悲しいことです。それらでお亡くなりになりました方、被災された方々に対しましてお悔やみ、またお見舞いを申し上げます。

一方、政治面も日々、新聞紙上をにぎわせており、動向を注視するところでございます。エネルギー問題をはじめ、税、外交、復興、社会保障など、さまざまな問題が審議されております。本国会もあと1日、深夜まで法案審議、採決が行われております。法律1本が可決されますと私たちの生活に直接影響するものです。十分な審議をお願いしたく思っております。私の周辺はにわかに仕事が忙しい方ばかりおります。しかし、それも消費税増税の駆け込み需要ではないかと心配されている方が大半です。増税後の仕事受注の心配です。その点は政府には十分配慮願いたいものと考えています。

また、本市としましても現行の施策及び独創的な手法をもちまして、事業の衰退すること等のないようにご尽力のほどお願いいたします。さきの議会開会日の市長の報告の考えにつきましては十分に理解するもので、しっかりと進めていただきたいと思います。

では、通告に従い質問します。質問事項は4項目です。

質問事項の1番目は、安心安全な街づくりについて、伺います。

八街市は狭隘な道路が多く、交通事故が多々ございます。市民には十分な安全通行をお願いしなくてはなりません。住宅が市全域に建築されており、現実問題として直近では対応は厳しく思います。しかし、それでも方策、施策により交通弱者が安心して暮らせる街づくりはできると考えております。初日の報告の中にも考えは含まれておりましたが、伺います。

質問（1）交通事故撲滅について。

要旨①、八街市の取り組みについて、伺いたいします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市内の交通事故発生件数につきましては、平成１７年の５９９件をピークに年々減少傾向にあり、平成２４年には３９８件となっております。なお、平成２５年１０月末現在の交通事故発生件数は、対前年同月比４６件減の２７４件となっております。これも、各幼稚園、保育園、小・中学校で実施している交通安全教室、地域の見守り隊や、ＰＴＡの方々のご尽力、また、児童・生徒の皆さんをはじめ、市民の方々の交通安全意識の高まりがあったものと考えております。しかしながら、決して低い数字ではなく、歩行者や自転車だけが幾ら交通安全に注意を払っても、相手方である自動車などのドライバーなど、双方の交通安全意識が高まらない限り、限りなくゼロに近付けることは難しいと考えております。

市としましては、市の広報紙などにより安全運転に係る啓発を行うほか、千葉県が発行しています「おもいやり交通安全千葉」や「県警だより」などをそれぞれ年４回、各戸配布を行い、交通安全意識の高揚を図っております。また、春夏秋冬の交通安全週間中に、街頭啓発等を実施しておりますが、本年も１２月１０日から３１日まで、「許しません、飲酒運転、許す人」をスローガンに、第１に飲酒運転撲滅を重点目標に掲げ、千葉県下一斉に冬の交通安全運動を実施いたします。この間、広報等で周知するとともに、同月１８日には警察をはじめ、交通安全関係団体と協力し、イオン八街店前国道４０９交差点におきまして、ドライバーの方などに直接、啓発物を手渡し、啓発を行う予定となっております。今後も、警察をはじめ、各交通安全推進団体の方々と協力し、交通事故撲滅に向け、努力してまいりたいと考えております。

○小高良則君

ありがとうございます。

質問要旨２としまして、今、交通関係団体との協力のもとに交通安全を推進しているということですが、その他のもろもろの諸団体と協力しての啓発活動を求めるが、質問要旨２として伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街市内の交通事故発生件数が平成１７年をピークに年々減少傾向にあるのは、交通安全協会、安全運転管理者協議会、交通安全推進隊、各学校のＰＴＡによる校外指導など、交通安全に関心と意欲を持った、さまざまな善意のボランティアの方々により、日常的に交通安全運動が実施されているおかげだと考えております。市としましても、毎年４月に実施いたします春の交通安全運動出動式をはじめとして、春夏秋冬の交通安全運動期間中には、さまざまな交通安全関係団体の方々と協力して街頭啓発を実施しております。ほかにも交通安全マナーの向上、交通安全意識の高揚を目的として、警察と協力をし、幼稚園、保育園、各小・中学校において例年、横断歩道の渡り方や自転車の乗り方など、各対象学年に合わせた

交通安全教室を実施しております。新学期が始まった春先には、保育園 7 園、幼稚園 6 園、小学校 9 校、中学校 4 校で。他にも、新 1 年生を対象とした入学前の交通安全教室を 2 月に、保育園 6 園、幼稚園 2 園で実施しております。今後も交通安全関係団体の方々との協力体制を強化し、交通事故撲滅に向け、努力してまいりたいと考えております。

○小高良則君

ありがとうございます。

事故は起こした方も、また事故に遭われた方も、双方ともに起こってはならないことでありまして、千葉県は全国でワースト 3 位の県と言われています。また佐倉管轄の中でも八街市は事故が多いということが報告されて、聞いております。今後、高齢化が進む中、お年寄りが大変多く事故に遭われる可能性が多いと言っては申し訳ないんですが、遭われることのない街づくりをしなくてはいけない。事故ゼロに向けて進んでいかななくてはいけない。「八街市は何が特色ですか」と言ったときに、「安全なまちです」と言いきれるようなまちを作っていたきたい。そのためにはさらに今後協力を要請できる団体を掘り起こしていかななくてはいけない。

今、ボランティア団体等ありましたが、ボランティア団体の中にもスポーツのボランティア団体、奉仕のボランティア団体、多々ございます。また、各学校区においては学区連絡協議会であったり、その中には区長さん、民生委員さん、児童のためのパトロール隊だったり、いろんな団体がいることも承知しております。それらの方々にもぜひ地域で活動していただいて、それを全市に広げて、お力をかりまして事故ゼロに向けての撲滅運動を展開して、検討、模索のほどを考えていただきたいと思います、見解をお伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

確かに千葉県、それから八街市の交通事故の状況は憂えるべき状況だというふうに思います。県警の方では非常にこういった事態を重く見ておりまして、現在、交通事故、死亡交通事故が多いということで、その抑止緊急対策というのを行っているところでございます。この対策につきましては事故の多い薄暮時、夕方ということになりますけれども、県警本部の警察官を各所に派遣して街頭活動、これを強化している。それから事故に直結する飲酒であるとか速度、こういった取り締まりも徹底するというところでございます。

それから、死亡事故の特徴でございますけれども、傾向でございますが、今お話がありましたように 65 歳以上の高齢者が多いというようなこともある。それから夜間や薄暮時に多いということもあります。

それから、事故の原因なんですけれども、例えば店の看板とか、今はカーナビがついておりますので、そのカーナビなどに気をとられるなどして起こるということで、ドライバーの前方不注意、それから安全不確認、これがほとんどだというようなことを聞いております。それに加えて、歩行者につきましても道路を横断する前には必ず立ちどまって左右の確認をする。こういったことも重要だというようなことが言われております。こういうことを考えますと、一人ひとりの意識、これを高めていくことが交通事故を減らすことに最も重要で有

効な手段ということになろうと考えております。

そういった中で市といたしましては、先ほど市長から答弁申し上げましたように交通安全教室を実施したり、例えば高齢者の方を対象とした講習を行ったりということに加えて、ボランティアの方々の協力を得て啓発運動を行っているところでございます。市としてはこれらの方々の協力をいただいて着実に粘り強い啓発活動、これを行っていかねばいけないというふうに思っております。そういった中では今ご指摘がありましたように交通安全ボランティアの方々の協力、これは不可欠でございますので、これらの方々の協力を得なければいけない。多くの団体に参加していただくということが必要となりますので、この辺につきましては私どもも協力要請をしていきたい。掘り起こしを含めて協力要請をしていきたいというふうに考えております。

○小高良則君

ありがとうございます。

北村市長が先頭に立って、交通事故ゼロに向けて撲滅運動を推進していただけることが、市全域にご理解をいただけることではないかと思えます。ハンドルを持ったらモラルを持ち、ゆとりを持ち、八街市の道路の状況は大変厳しいものがございまして、事故が絶対ない街づくりということで考えていただきたいとお願い申し上げまして、次に移ります。

要旨3番は、道路の危険箇所に対する対応を求めるが、いかがか、お伺いするわけですが、これは道路の改良問題と、また標識等の問題がございしますが。昔、僕が子どもの頃は、まちの角に標識等がありましてね、それを見て育ったわけですが、昨今は交通標識が多い中で、子どもたちは何を日々注視して交通安全を考えているのかなということにはございしますが、とりあえず対応に対して、いかがか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

道路の危険箇所につきましては、地区の要望により現地調査を実施した上、必要に応じ、カーブミラーの設置や自発光道路鋸、注意喚起の看板等を設置し、適時対応しているところでございます。ほかにも、各地域からの要望をもとに、信号機の新設などの交通規制の実施を、佐倉警察署を通じまして千葉県公安委員会へ要望を行っております。

今年度におきましては、4区平川商会前丁字路から国道409号、木原入口交差点間の市道6区1号線の大型車輛の進入規制、笹引小学校の前面道路であります市道114号線に横断歩道が新設されており、昨年も東小学校の北側道路、市道1区39号線の速度規制や、八街中学校の北側道路、1区47号線や県道成東・酒々井線、グレイスキャッスル付近に横断歩道が新設されております、また、警察主導により、危険路線につきましては関係機関と連携し現地診断を実施し、事故原因等を検証し、対策を講じているところであります。なお、危険箇所に対する対応としましては、道路改良を要する場面もございしますので、関係機関と協議を十分行い、交通事故撲滅に向け、努力してまいりたいと考えております。

○小高良則君

ありがとうございます。

私の近所で、八街病院入口の交差点ですね。国道409号ですが、緩いカーブなんです、車の飛び込みが、道路の両方にあると。なぜそのようなところに飛び込むのかなと。夜間、速度超過なのか、また、お疲れなのかはわかりませんが、思いもよらないところに車が飛び込んでいる状況の中、もし人がいたら大変な事故になってしまう。そのような箇所がやっぱり市内でも幾つかはあると認識しているところでございます。その中で、これは多分、課が違うんですけど、道路に、今言ったような発光鋸、またポール、例えばカラー舗装、また白線の薄いところを新たに塗り直していただくとか。以前施行していただいた立体減速シートなどは、僕は効果があるのではないかなと。減速シートを施していただいた交差点等においては事故が減っているようにも感じます。今後、そのデータを検証していただきまして、危険箇所においてはさまざまな方面、さまざまな課で協力して交通事故撲滅に向けていただきたいをお願いしまして、次に移ります。

質問事項の2番目は、道路問題についてお伺いいたします。

市内を歩いておりますと、道路の側溝のふたがなかったり、切れているところ、ないところがあります。それらは要望したところでございます。順次要望等が出たときには敷設していただけるということでした。また、ふたのあるところにおいても、ふたが10センチぐらいなくて、木で埋めてあったり。木で埋めてあるのはいいんですけど、先般の雨のときには木が浮いてしまって、どこかに流れてしまい、なくなっていたり、また、ふたの取っ手同士が同じところに向いているので、子どもの足が入ってしまうような状態もございました。また、木で埋めてあるために腐食している箇所も見受けられます。夜間は大変危険だと思うんですね。

そのようなところで質問ですが、(1)要旨①として、さきのような箇所を点検し、なくしてほしいと思うのですが、いかがかお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

職員によるパトロールの際や、現場作業などのときに危険箇所を発見した場合、あるいは市民からの通報を受けたときなどには迅速な対応を心がけております。今後も職員だけでは全てを把握することは大変難しいことから、市民の皆様方のご協力をいただきながら、危険箇所の解消に努めてまいりたいと考えています。

○小高良則君

カーブミラー、街灯に関してはうちの1区の区長さんたちも一生懸命、町内会長さんたち、また住民に、「あれば私に連絡してください」ということをおっしゃっていますが、軽微なものと言っては失礼なんですけど、そういう要望等も吸い上げるように、区長さんたちにはお願いしているのか、お伺いいたします。

○建設部長（糸久博之君）

毎年、区長会のときには一応ご説明してございますが、軽微なものまではうたってござい

ません。ただ、一般的に危険な場所につきましては各区長さん方や一般の方に通報していただいていますので、そのときにはすぐ対応している状況でございます。

○小高良則君

軽微なものとかは、区長さんたちによっては自分が言っているのかとか、やっぱり心配なさっている方もいるみたいなのでね、軽微なものかもしれないけど、起きる事故は、骨折してしまったりとか、大変なことが起きてはいけなくて、何らかの形で情報が吸い上げられるような体制をとっていただきたいと、お願い申し上げます。

続きまして、質問要旨②、かねてより伺っておりますが、ここで改めて伺いいたします。

1区50号線八街ほ208番地地先の道路拡幅について、現在の進捗状況をお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

1区50号線につきましては、11月28日に地権者の方々にお集まりいただきまして、境界の立ち会いと、関係する土地の測量を行いました。来年度以降、設計及び千葉県公安委員会との協議を行った後に用地買収を行い、工事を実施する計画となっております。

○小高良則君

ありがとうございます。

引き続き、早期拡幅に向け、ご尽力のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、質問要旨③、道路問題は毎議会質問されています。財政状況を鑑み、優先順位を付け、執行しているわけですが、さきの台風被害の対応報告は聞いておりましたが、市道修繕が必要な箇所は大小あります。年月がたてばたつほどに増えていると思います。現状把握と、その対応について、伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

修繕の必要な道路は概ね把握しておりますが、全ての修繕をするにはかなりの経費がかかることから、国の補助金を活用しまして順次進めてまいりたいと考えております。

ちなみに今年度は、102号線や116号線の幹線道路の修繕とは別の補助メニューにより、いわゆる生活道路と位置付けされている25路線の修繕を実施することとしています。

○小高良則君

職員、区長、また一般の方よりの通報連絡をいただき、またその中で修繕する場所を決めていると思うんですけど、市内を津々浦々回っております業者の方がいらっしゃるじゃないですか。新聞屋さんだったり郵便配達屋さんだったり、その方々は忙しいとは思いますが、安全確保の観点から、情報協力をきちんとお願いしてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

ご提案の要望につきましては、多くの目で見ることとは好ましいことだと思います。現在、

郵便局と道路の破損等の情報提供に関する覚書を結んでおります。ここ数年は通報はございません。道路の破損等につきましては職員のパトロール時や、各区長さんや一般の住民の方からの通報がございますので、すぐ対応している状況でございます。また、市職員に、通勤や業務等で発見した場合は通報の協力依頼をしておりますので、今後も引き続き、同様に対応してまいりたいと考えております。

○小高良則君

今後も安全な道路の維持管理に向けて、よろしくお願いいたします。

続きまして、質問事項の3番目は、榎戸駅について伺います。

榎戸駅は誠和会一同も早期に完成しますことを願っているところでございます。特に、地元の湯浅議員におきましては、地元ということもありまして、地元地域には情報を常に発信していると聞いております。過日、一部で説明会も行われたとも聞きましたが、今議会で伺います。

質問要旨①、東口、北口説明会はどのようなになっているのか。また、関係地権者に対する対応はどのような状況なのか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

去る11月20日、水曜日、午後3時から榎戸公民館におきまして、榎戸、泉台、みどり台、真井原の区長さん及び榎戸駅周辺整備促進協議会の構成員の方を対象に、榎戸駅整備事業報告会を開催いたしました。ご理解をいただいたところでございます。また、関係地権者におきましては個々に対応しておりますし、ご協力をいただけるよう、今後とも鋭意努力してまいりたいと考えております。

○小高良則君

協議会構成員以外の駅周辺の方々には、どのように周知を考えているのか、伺います。

○建設部長（糸久博之君）

駅周辺の方々につきましては、工事着手前に市が個別に挨拶に回りまして、工事の詳細等につきましては後日、JRの方から説明と挨拶に伺う予定でございます。また、工事近くになりましたら市のホームページや広報で周知してまいりたいと考えております。

○小高良則君

質問要旨②、JRとの協議状況について、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、基本協定が終了しまして、次の詳細設計協定の締結に向けて、JRと協議をしているところでございます。また、工事に関する協定につきましては、平成26年秋の締結に向けて、あわせて協議中であります。工事についての周知看板を平成26年11月に榎戸駅周辺に設置いたします。

○小高良則君

続いて要旨③、駅周辺整備計画について、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成26年度以降の計画予算につきましては、国庫補助対象事業として県と協議し、国へ補助金の要望を提出することとなっております。そこで、平成26年度の榎戸駅周辺整備の計画につきましては、東口周辺測量、西口駅前広場の設計、駅舎周辺の用地購入及び西口整備に伴う上下水道管布設工事を予定しております。

○小高良則君

わかりました。引き続き、完成に向けてご尽力のほどをよろしくお伺いいたします。

続きまして、質問事項の4番目は教育問題について、お伺いいたします。

子どもたちを取り巻く環境は、私の少年期に比べ、著しいさま変わりが見受けられます。登校日数、授業時数、各種行事は変わり、情報は携帯電話、パソコン、テレビ番組の多様化、また、学校においていじめ問題、家庭においての環境問題、交通問題、有害図書、薬等々、影響を受けるものは多々ございます。そのような中でも次代を担う成人として立派に育っていただきたく、願っております。教育環境として校舎の建て替えや耐震化を進めており、人材の確保に努力が見られます。しかし、私は財源を確保し、さらに教員の増員を、個人的には大変強く望んでおります。また、学校予算の大幅な引き上げも子どもたちのためには必要と、認識しております。しかし、現状では厳しいと。その中で最大限の対応をしていると思っております。私たちはその中でしっかりとした活動をしていかななくてはならないと考えております。

そこで質問いたします。子どもたちが生きる力を付けるとはどのように考えているのか、伺います。

○教育長（川島澄男君）

答弁いたします。

学習指導要領では、生きる力を次のように定義しております。1つ目は、基礎・基本を確実に身に付け、確かな学力を付けること。2つ目は、豊かな人間性を育むこと。3つ目は、たくましく生きるための健康や体力を身に付けることです。加えて、生きる力を育むためには、学校だけではなく家庭や地域など、社会全体で子どもたちの教育に取り組むことが大切であるとしております。

これを受けて、八街市では、幼小中高の連携教育を通して子どもたちの主体性、人間性、社会性を育み、確かな学力の定着を図るよう、学校改善に取り組んでいるところでございます。今後も八街市の子どもたちに生きる力を育む教育を推進してまいりたいと考えております。

○小高良則君

連携教育はやはり今後も進めていくべきと考えています。各学校の環境には、柔軟性と申

しますか、多様性を持って運営されるのが好ましいと思います。さまざまな角度より検証を進めていただき、成果を出していただきますよう、お願い申し上げます。

以前ある国会議員の「2番目ではだめなんですか」というような発言が有名になりましたが、上位を望むから結果が出るので、学力だけが問題ではないのですが。

最近のTV番組で、ハーバード大学の入学の話がございました。ハーバード大学では一括した学力試験ではなく、卒業生が面接し、試験するというような話でした。日本では一括して入試をするだけですが、東京大学生もその中に出ておりまして、ディベートが活発に行われておりました。子どもたちの教育というのはさまざまな観点、手法があるのかなど。勉強というのは個性創出も大変大切なんだなと思いました。その中で今進めている学力向上プロジェクトも、柔軟性を持ったものもあると思っております。

今、皆さんのところにも資料があると思いますが、先般の八街中学校の公開研究資料を拝見しましたところ、各学校とも大変努力されているなと思いました。また、大変予算をかけたのかなという資料を見させていただいたわけですが、いいところばかりでなく、その欠点といいますか、さまざまなアンケートの結果がここにあります。やはりこれらを子どもたちが知り、親が知り、地域が知って、それで地域で子どもたちを育てていくという観点におきましても大変いいものだと、私は思いました。

それらのことを踏まえまして質問いたしますが、学力向上プロジェクトを推進しているわけですが、もう年月がたっております。ここでさらに強化する考えはないのか、伺います。

○教育次長（長谷川淳一君）

ご答弁いたします。

今年度は、全国学力・学習状況調査が、4月に実施されました。教育委員会といたしましては、その結果を受けまして、各学校における学習習慣の確立、家庭学習の推進、八街市学力調査の問題の見直しなど、改善を図っているところでございます。平成21年度より立ち上げました学力向上プロジェクト委員会を基礎に、さらなる授業改善や基礎・基本の定着を図ってまいりたいというふうに考えております。

○小高良則君

引き続きよろしくお願い申し上げます。

続きまして、新学習指導要綱で授業時数の確保について、伺います。

○教育次長（長谷川淳一君）

ご答弁いたします。

小学校では平成23年度、中学校では平成24年度に、新学習指導要領が全面実施いたしました。平成21年度からの移行措置期間中に教育課程の編成を着実にを行い、各教科の授業時数の確保をいたしました。毎年、年度末に行っている調査から、市内小学校・中学校ともに授業時数の確保がされていることを確認しております。教育委員会としましては、今後も授業時数確保に漏れ落ちができないよう、各学校に対し指導助言を行っていきます。

○小高良則君

道徳教育の時間の確保というのは大切だと思います。以前の議会でも、道徳教育に対しては大変注視している質問も出ております。その中で時間の確保をする努力はどのようにしているのか、お伺いいたします。

○教育長（川島澄男君）

週1回、道徳の授業は設定されているわけなんですけど、着実にその授業を展開するように。結果といたしましては、平成24年度の結果は35週、各小・中学校とも完全に道徳の授業は実施されたという報告を受けております。内容といたしましては、道徳の授業を充実させるために学年で指導案を、リーダーの先生が指導案を作って、毎週それを流していったり、そして小学校では学年会議等で道徳の展開について放課後研究していったりと。そのようなことで道徳の授業内容の充実を図っていったらという状態でございます。

○小高良則君

ありがとうございます。

やはり、学力の向上と、また、道徳の時間の確保と、子どもたちの育成のためにはどちらも大切なもので、どちらも確保しながらの今の時数というのは大変だと思います。さっきも、公開研究の中でもいろいろありましたが、これらを入れる時間、またこのために先生方が費やした時間というのも想定されるわけですが、各現場で働いている方々には頑張っていただきたいと思います。

続いての質問です。青少年健全育成について伺います。

平成20年3月19日に、ここにございます、八街市青少年健全育成都市宣言がされました。これは今までも議員が質問したことが過去にございます、改めて、やはり地域、ここに書いてありますように市民が一体となって組織的に青少年の健全育成に取り組む。地域というのがやっぱり大事ですね。また次代を担う青少年が自己の役割や存在を自覚する。大変すばらしい文言が入っております。これは青少年健全育成都市宣言として、大変すばらしいものが要約されていると思います。また市の庁舎前にも垂れ幕があり、これをやっぱりどんどん広げていかなくちゃいけないと。日々とは言いませんが、今年よりも来年、来年よりも再来年、この都市宣言が、青少年の健全育成のために八街市がすばらしいことをしていると、進化していると言われるようなまちになっていただきたいと思うわけですが、その過程について伺います。

○教育次長（長谷川淳一君）

ご答弁いたします。

本市は平成20年3月に青少年健全育成都市宣言を行っており、市民に青少年の健全育成を啓発するため、強調月間には懸垂幕の掲示や、関係団体の協力を得て、駅や店舗で啓発活動を実施しております。また、通学合宿や青少年相談員と協力して開催する少年少女の集い大会等、さまざまな健全育成につながる事業を行い、青少年健全育成の推進に努めております。さらなる健全育成に向けて、平成24年度には八街っ子サポート連絡協議会を立ち上げ、

登下校時の見守り活動、花のあるまち活動、「私の思い～八街っ子の主張～」の作文発表、ペットボトルライトアップツリーの製作など、各種事業を地域と連携して実施しております。

○小高良則君

ありがとうございます。

今後も啓発活動を続けていただき、おじいちゃん、おばあちゃん、3世代にわたった青少年健全育成活動ができればいいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、郷土資料館について伺います。

先般、皆さんのところにはご案内が届いているかと思いますが、郷土資料館に私も行ってまいりました。外観はご存じのように大変かわいそうなぐらい、もう年月がたってしまっていて、中はどうなのかなと心配したところでございます。確かに、中に入ったら、老朽化はしていますが、なかなか、中は味があっていいなと。また、中の展示物に関しましては大変素晴らしい。案内していただいたわけですけど、僕も勉強不足だったんですけど、千葉県は海の底に沈んでいたという話から、それが隆起して縄文時代、また現代に至るという話でしたけど、大変素晴らしい案内の仕方と、また展示物が、それに対して、ものすごくいいものが八街からも出土しておりまして、八街の歴史を勉強できたことにすごく喜びを感じました。そのような今は展示会が開かれておりますので、ぜひとも皆さんに行っていただきたいという気持ちでいっぱいでございます。これも八街教育の日、月間の事業という企画展ですが、ぜひ足を運んでいただきたいと。その中で、また外へ出てみますと、建物の老朽化。建てかえまでは今の財政状況を鑑みますと厳しいものはあるんですが、外壁がやはり鉄板なので剥げ落ちている。そのような状況の中で、せめて原材料費だけでも捻出して、子どもたちと、いわゆる市との協働ですかね、それによって外壁を何とかできないかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

答弁いたします。

郷土資料館は、昭和61年度に軽量鉄骨ブレース作りで建築されて以来、27年が経過し、平成19年度に屋根の改修をしたものの、床や柱、空調設備など、さまざまな箇所が改修が必要となっております。先日の台風26号襲来の際には雨漏りが発生しており、老朽化が進んでいる状況にあります。このような施設ではありますが、平成13年度から企画展示を開催し、より深く八街の歴史を学んでいただけるよう努めており、常設展示につきましても徐々に充実させております。

ご指摘のように、郷土資料館の壁面も塗装が薄くなっており、全体的に痛みが目立つ状況にありますことから、外壁に塗装を施す必要性も承知しております。しかしながら、郷土資料館の建物自体の老朽化についても根本的な改善を検討しなければならない、そういう時期に来ております。したがって、これらの状況を踏まえた上で、郷土資料館の外壁を塗装することも含め、対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

○小高良則君

ありがとうございます。

対応を検討する中で、八街市には2つの高校と4つの中学校がございいます。私は老朽化した壁が1つのキャンパスのようにも見受けられました。塗装業者、建設業者等が塗ると、ただ塗装するだけなのかもしれませんが、あそこをキャンバスとして考えたときには、あそこにヒマワリの絵だったり、ピーちゃんナッチちゃんは難しいかもしれないんですが、八街市の風景画のような壁画が書かれたら、公民館、図書館、資料館に訪れた人がほっこりするんじゃないかなと。また、入ってみたいくなるような気分にはさせられるんじゃないかなと。協働ですから予算も圧縮できるのではないかなと。それらのことを考えました。ぜひ検討していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林 修三君）

以上で誠和会、小高良則議員の個人質問を終了します。

会議の途中ではありますが、ここで10分間の休憩をとります。よろしくお願いします。

（休憩 午前10時50分）

（再開 午前11時00分）

○議長（林 修三君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、誠和会、石井孝昭議員の個人質問を許します。

○石井孝昭君

誠和会、石井孝昭でございいます。

質問に入る前に、質問事項2、教育問題につきましては取り下げさせていただきます。

去る10月16日に発生しました台風26号は、八街市に大きな被害を発生させました。まさに今議会は災害復旧議会とでも言うべき、市民の皆様が安心して暮らせる安全な市作りが求められると思います。そのような観点から、八街市地域防災計画に沿いながら、質問に入らせていただきたいと思います。

安心・安全な街づくりについて、ご質問いたします。

消防、防災について。

平成10年に修正された八街市防災計画は、東日本大震災を受けて、今年、新たな八街市地域防災計画が策定されました。昭和36年に策定された災害対策基本法の改正、そして国の防災基本計画の修正、千葉県地域防災計画の修正が行われたことにより、上部団体の計画を基本に、八街市防災会議を経て、この6月に策定されました。計画を見ますと、総則編、震災編、風水害編、大規模事故、災害編と、各編ごとに対策の段階に応じた構成を基本としております。

そこで、八街市防災会議会長であります北村市長にお聞きいたします。八街市地域防災計画後の活用の詳細について、ご質問させていただきます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の地域防災計画の見直しに係る施策の1つとして、今年度は避難所運営マニュアルの策定を1つの目標に掲げております。避難所の運営は、地域防災計画にも明記してありますとおり、地域住民や避難者を中心に組織される避難所の自治組織による運営を基本としているため、避難所運営マニュアルの策定は、地域防災計画に掲げる自助・共助・公助の3つの柱のうち、本市が重視する共助に関わる施策として進めているものでございます。マニュアルの策定にあたり、9月19日に開催されました第2回区長会議と、11月12日に開催されました第1回地区社会福祉協議会会長・福祉活動推進員合同会議におきまして、その必要性を説明したところでございます。特に、合同会議におきましてはマニュアルの原案も配付し、率直なご意見をいただけるようお願いしたところでございます。今後におきましては、地区社会福祉協議会の会議等を通じまして、地域の皆様からの率直な意見を避難所運営マニュアルに反映するとともに、それぞれの地域の住民によります自発的な地域ごとの避難マニュアル等の策定を市としてサポートすることなどで、市と市民との協力関係の強化を図ってまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

ありがとうございます。

この防災計画を見ますと、さまざまな細分で細かく列記されているんですけれども、総則の13ページに社会環境というのがありますけれども、八街市の人口、そしてまた地形とか交通状況、そしてライフライン、やはり地域防災計画は八街市に沿った、また地域防災計画は絵に描いたもちではいけないというふうに思っております。市の実態に沿った防災計画でないといけないと思いますけれども、その辺、具体的にどのような形で作って、また策定されたのか、お願いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

ご存じのとおり、この防災計画につきましては先ほど来お話がありましたけれども、上位計画でございます県の防災計画等に基づいて、本市の地形あるいはその他の現状を反映して策定したということで、策定の過程におきましては防災会議からのご意見、あるいはパブリックコメント等々をいただいた中で作成したものでございます。当然、この計画は実効性のあるものにしなければいけないということでございますけれども、この計画につきましては基本的には、基本的な方針、基本事項を定めたということになりますので、この計画を基本として個々具体的な施策については別な方法で形にしていく。例えばマニュアルを作っていくということで、先ほど市長から答弁を差し上げたところでございます。

○石井孝昭君

この基本方針の中で、これを見ますと災害の発生を完全に防ぐことは困難であるということとありますけれども、被害を最小限にとどめ、減災の視点での考えは重要と明記してあります。この減災、具体的にどのように減災にあたっていくのか、ご質問させていただきます。

○総務部長（浅羽芳明君）

減災ということになりますと、これは東日本大震災以降、盛んに言われていることでございます。今言われたように、災害を完全に防ぐということは難しいということで、被害を最小限に抑えていくということが減災の基本的な考え方だというふうに思います。そのために予防、あるいは災害の起こった後も迅速な対応を図る。これが減災。それから、よく言われているように、自助・共助・公助、これを連携させて、できるだけ被害を抑えるということが減災の基本だというふうに思います。

○石井孝昭君

ご答弁にありましたけれども、自主防災組織の結成を促していくということとか、地域の防災組織のリーダーを研修していくということもこの中に列記しております。自助・公助・共助、これを進めていくことはとても大事であると思いますけれども、地域防災計画の最も大事なことは、地域防災力を高めるということだと。地域によって高めていただいて、市が包括的にその指導にあたっていく、管理にあたっていくということであると思いますけれども。学校において児童・生徒の防災教育、この推進とありますけれども、学校での取り組みはいかがでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

自分の身は自分で守るということを大前提といたしまして、各学校では防災マニュアルを作成しているところでございます。

○石井孝昭君

去年も質問させていただいた中に、学校ごとに避難ルートの作成をするということで、県から指導が来ていると思います。それぞれの学校でそれぞれ作り方が違ったり、児童・生徒の教室も学年も違いますので、また学校の作り方もそれぞれによって違うと思いますけれども、それぞれの学校における避難ルートの作成、またその避難訓練、これはどのように行っておりますでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

各学校とも定期的に避難ルートの確認等の避難訓練は行っているというところでございます。

○石井孝昭君

このところ、震度4とか。3、4の地震が立て続けに起こっていますので、その辺、また周知をしていただきたいというふうに思います。

地域防災計画は幅広くて、たくさん質問させていただきたいところですが、防災無線。防災無線についてもいろいろ質問させていただくんですが、今回はその1点について、質問させていただきたいと思います。

先般の新聞の報道で、中国で発生しているPM2.5について、千葉県でもその基準値を超えた報道がありました。日平均1立方メートルあたり70マイクログラムを超えると予想した場合に注意喚起を行うということでもありますけれども、連絡を受けた市町村は防災無線

や携帯メールなどを通じて住民に周知を図るというふうになっております。これも1つ、PM2.5に関しては、どちらかという日本海側の方がそれが多いということでありすけれども、環境災害と言うべきものであると思いますけれども、八街市での対応はいかがでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

PM2.5の問題に関しましては、確かに先般、千葉県で注意報が発令されました。この注意報の注意喚起につきましては、各市町村の説明等がたしか10月に行われたところで、この運用につきましては各地域の市町村の状況に応じて、市町村で防災無線等により注意喚起を行うというような形になっておりまして、八街市の近隣市町村においても防災無線を使って注意喚起をしたところと、しなかったところがありました。八街市においても当時、防災無線による注意喚起は実際行っておりませんでした。それを踏まえまして、担当の方と協議いたしまして、注意喚起につきましては県からの注意喚起が出た段階で必ず防災無線を利用して注意喚起するようという内部的な徹底を行ったところです。注意喚起につきましても、なかなか70マイクログラムという形で、これを超えるおそれがある、あるいは1日の平均値であるとか、いろいろな考え方がございまして、今回の初めての注意喚起につきましてはちょっと私どもの方でも徹底されていなかったということで、それを反省いたしまして今後、防災無線等の利用によりまして注意喚起の方をしていきたいというふうに考えております。

○石井孝昭君

防災無線の活用ということでありすけれども、やはりそういったときを見て、そういった形で効率的に行っていただきたいと思います。県の方では今まで午前9時から7時のデータをもとに発表する、午前9時の1回ということだったんですけれども、この11月、12月はPM2.5が高濃度になりやすいと、乾燥するということであると思いますけれども、その風が日本にやってくるということで、正午のデータを午後1時にも広報するというところで、1日2回ということに決定いたしましたので、市としてもそのような形で防災無線の活用をしていただきたいというふうに思う次第でございます。

続きまして、質問要旨2番目に移らせていただきます。

台風26号及び27号における被害状況について。

10月16日未明に関東を襲った大型台風は10年に1度というとおり、各地にさまざまな爪跡を残していきました。特に伊豆大島では土石流により多数の死者、行方不明者を出すこととなり、お亡くなりになった方々のご冥福をお祈り申し上げるとともに、行方不明者の一日も早い救出をお祈りするところであります。

千葉県では茂原市でとても甚大な被害が発生いたしました。八街市でも予想を超える雨量が発生し、風水害の恐ろしさを各地で目の当たりにしました。幸い、次週に来ました27号は、備えもあったせいか、台風の道がそれ、影響はさほどでもなかったように思われます。

そこでお聞きいたします。台風26号及び27号における被害状況について、お伺いいた

します。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

台風２６号による降り始めからの総雨量は３０６ミリメートルに達し、市内に大きな被害をもたらしたことは既にご承知のとおりでございます。また、台風２７号の降り始めからの総雨量は５０．５ミリメートルで、この台風による直接の被害の報告は受けておりません。

これらの台風による被害の状況を具体的に申し上げますと、がけ崩れ１件、床上浸水６件、床下浸水は市営住宅を含めまして６１件、住宅地の擁壁の崩壊１件、市道大谷流６号線の路面崩壊、市道２１５号線の小谷流地先の路面亀裂、市道脇の法面崩壊２件、主要地方道千葉・川上・八街線大谷流地先の法面崩壊、榎戸地区ほかの停電１千８５０件、農作物被害の総額２億４千８００万円、倒木による宅地被害１件となっております。このほかにも、市内全域で道路冠水、調整池及び水路の溢水が多数発生しており、１１カ所の市道の通行どめを実施したところでございます。

なお、台風２６号による総雨量は、地域防災計画に掲載をいたしました平成１０年度からの記録を大幅に上回るものであったため、過去に例を見ない被害が発生したものでありますが、幸いにして人的被害はございませんでした。

○石井孝昭君

ありがとうございます。

八街市が対象である気象警報、これは千葉県北西部を参考にしているということでありまして、大雨洪水警報の雨量基準は１時間あたり６０ミリ、大雨洪水注意報は１時間あたり３０ミリ、また記録的短時間の大雨情報は１００ミリということでありまして、八街市の雨量観測所、この雨量を観測している観測所は２カ所あるということでありまして、先般の台風における雨量の発表はどちらを参考にされていましてでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

市役所に設置してございますので、市で測定しました数値を公表しております。なお南部地区につきましては、南部グラウンドに設置されておりますけれども、これにつきましては国土交通省のホームページで調べましたが、ちょっと数量値については確認できませんでした。

○石井孝昭君

市役所と南部グラウンドの２カ所に設置してあるんですけれども、お聞きするところによると雨量は南部グラウンドの方が非常に多かったということですが、その辺の量というのはわからないということですか。

○建設部長（糸久博之君）

ホームページ等で調べたんですけど、ちょっとわかっておりません。

○石井孝昭君

相対的に見ると南部地域の方が雨量が多かったというふうにお聞きしております。

それで、災害が発生したときに協力会がたくさん、さまざまにあるんですけども、建設業災害対策協力会、この協定を結んでいることと思いますけれども、災害が発生した当時は、当日は未明から朝、早朝から朝にかけてでありましたけれども、この協定を結んでいる協力会と連絡、指示はどのような形でされたんでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

協力会への連絡や依頼につきましては、連絡網に従って本市から会長に連絡し、会長を通じて各会員に連絡が行くこととなっております。また現場での指示につきましては、現場に同行する市の職員が協力会の会員に行うこととなっております。

なお、台風26号通過後の対応といたしましては、翌日にダンプと重機を用意していただきまして、草等の撤去に協力をいただいております。

○石井孝昭君

災害協の方は業者もさまざまで、建設、土木、また電気設備、水道、たくさんあると思いますけれども、例えば電気に関しては電気がとまっているところだとか、土砂に関しては土砂に一時的な土のうを積んだりとか、重機を持ち込んで対応しているという姿が見受けられましたけれども、これは市役所からの指示なんですか。庁舎に來られてからの指示、連絡なんでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

まず、要請につきましては会長の方にこういった形での協力を願いたいということを申し出まして、あと詳細につきましては土砂撤去ということでございますので、どうしても重機等が限られてきます。ペイローダーとかダンプという形になりますけれども、そういったことで、詳細につきましては担当課の方でそこをお願いしている状況でございます。

○石井孝昭君

後ほど災害対策本部の話をさせていただきますけれども、その辺はどこが指示系統を出すとか。今回未明ということでありましたけれども、夜中とか、またなかなか連絡がとりにくい時間帯もあると思いますので、その辺に関しては後ほどさせていただきたいと思います。この災害のその後が大事だと思いますけれども、復旧についてのその後の関わり合いはいかがでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

災害対策協力会の方もいつまでもということでは、必要最小限、ご協力いただいて、それ以降につきましては市の方で重機借上等をお願いいたしまして実施している状況でございます。

○石井孝昭君

ありがとうございました。

それでは質問要旨3番目に移ります。台風26号、27号における災害復旧に向けての現状と今後の対策について。

道路交通をはじめとして公共機関、学校関係もさまざまな影響を受けました。今後の復旧

に向けてのインフラ整備について。

また農業問題についてですが、ニンジンをはじめとする農業被害について、本市として今後どのような対応、対策を図っていくのか、お伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

先ほど答弁を申し上げました台風による被害のうち、応急措置で済むものにつきましては既に対応済みでございますが、復旧に相当の時間を要するものにつきましては、現在復旧に向けた準備を進めているところでございます。

具体的に申し上げますと、市道215号線の路面亀裂、大谷流6号線の道路崩壊及び榎戸5号線の法面崩壊の3件につきましては、復旧工事が国庫補助対象事業となるため、現在補助金を国に要望しておりまして、補助金の交付決定後、速やかに復旧工事に着手し、年度内の復旧を目指しているところでございます。また、主要地方道千葉・川上・八街線の法面崩壊の復旧工事につきましては、道路管理者でございます県印旛土木事務所が復旧工事を行う予定であることを確認しております。

このほか、被災者の生活再建の支援等を目的として、農業経営の安定を図るため、県単災害対策資金制度を利用し融資を受けた農業者に対する末端金利0.5パーセントを、本市といんば農業協同組合の負担によりゼロにしようとする利子補給制度、生活再建のため、災害援護資金の貸し付けを受けた被災者に対する金利3パーセントを、県及び本市の負担によりゼロにしようとする利子補給制度、災害援護資金の貸付対象とならない被災者や災害援護資金では十分な住宅再建ができない被災者を対象に、民間金融機関等から借り入れた住宅再建資金に対する金利負担を災害援護資金の利子補給と同等程度に軽減する利子補給制度、及び台風26号により住宅そのものに危険が及ぶほどの被害が発生した被災者を対象に、その復旧工事費の一部を助成する支援制度の、4つの支援制度の創設を検討しているところでございます。

なお、小・中学校、幼稚園その他の教育施設につきましては、雨漏りのほかは目立った被害を確認しておりませんが、雨漏りを防ぐための建物の補修工事につきましては、できるところから順次行っていく予定でございます。

○石井孝昭君

台風一過の後、道路河川課の職員の皆さん、そしてまた農政課の職員の皆さん、環境課の皆さんをはじめとして、市の職員の皆さんが一丸となって災害からの復旧、復興に1日でも早くと努められている姿を目の当たりにしました。市民の皆様からも感謝の言葉をお聞きした次第ですが、千葉県でもこの議会で、12月議会で約48億の補正予算を組みまして、災害の復旧、復興に応えようとされております。地域防災計画、この計画書の資料編の中に、急傾斜地崩壊危険箇所一覧というのがあります。また土砂災害警戒区域の一覧ということで、何かこういったことがあったときの一覧表を作成されて、その対応をされているというふうに思いますけれども、今回、土砂の流出、崩壊、そして法面崩壊があった箇所はど

の程度ありましたでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

この件につきましては、先ほど市長の方からご答弁を差し上げてございますけれども、がけ崩れが1件、それから擁壁の崩壊が1件、それから法面崩壊ということでは2件ということになっています。

○石井孝昭君

資料編の中にその箇所が記載されております。実際に記載された箇所は大谷流地域とか根古谷、小谷流、南部地域、あと榎戸の一部地域ですか。急傾斜地崩壊一覧箇所と土砂災害警戒区域箇所というのがありますけれども、今回、列記している中ではありましたでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

まず、地域防災計画に記載しております急傾斜地崩壊危険区域、あるいは土砂災害警戒区域ということでございますけれども、急傾斜地崩壊危険区域、この指定を行う場合には県の方が市と協議して、法律に基づいて指定を行うということになっておりますが、本市の方では指定区域ということはございませんけれども、ここに記載してあるように把握の方はしているところでございます。

それから土砂災害警戒区域につきましては、ここに記載のとおりでございまして、5カ所指定されております。今回、そのうち土砂崩れが1件発生しております。台風26号につきましては雨の激しくなった午前4時頃、私どもはパトロールを実施して異変がないことは確認しているんですが、その後ということで岡田地区の馬頭観音周辺で土砂崩れが1件発生しております。

それから27号の方では、雨が降る前に大谷流地区の土砂災害警戒区域内のがけ、これが危険な状態でございましたので、消防団分団の方と協力して、ブルーシートで保護するというようなことを行っております。

○石井孝昭君

やはり26号が甚大だったということで地盤が緩んで、27号で崩れたということでありますから、やはり成田でも1人の死者が出て、土砂が崩れましたけれども。そのようなことがないように、今回、急傾斜地危険箇所、これは県の部署と、また市の方、また土砂災害警戒区域も大変、ここに書いてあるのは書いてあるんですけれども。地域の住民の皆さんはじめ、各地域の皆さんにも周知していかなくちゃいけないものだというふうに思いますけれども。それに関して今後見直しをしていくなり、調査していく。また、さらに今後、危険箇所を発見、調査していくことはとても大事だと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

この辺につきましては、先ほど申し上げましたように県の方、土砂災害警戒区域につきましては県の方の指定ということになります。それから急傾斜地崩壊地域につきましても県の方の指定ということになりますが、今回の台風災害を踏まえまして、危険箇所だと新たに判明したような場所等があれば、その辺については県の方とまた改めて協議していくというこ

とになろうかと思います。

○石井孝昭君

危険箇所以外にもそういったところをやっぱり調査していくということが大事かと思うますので、要望させていただきたいというふうに思います。担当は建設部になると思いますけれども、その辺の調査の方をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

市長答弁の4つの支援策という中で、今回その復旧に努めていくということでありました。県道にまたがるところで側面崩壊しているところもありますので、迅速な対応を、この12月でされているということでもありますので、県の資金、また国の災害復旧の補助金を使い、活用して、活用できるものがあれば迅速に対応していくと。また、昨日の丸山議員の答弁にもありましたけれども、市としても独自の支援策、2分の1、3分の1を創設して、市長が指示を担当課へ出しているということでもありますので、この会期中もその辺の指導をして、迅速に進めていただきたいというふうに思います。

農業被害の件ですけれども、県単の災害対策資金制度を活用して農業者の期待に応えていただきたいというふうに思います。農業に関しても、目に見えない、要は被害においては種代とかいろいろな、肥料とか、そういった手間暇の費用が約1億数千万ということで農業被害が一番多かったわけですけれども、そのような農業者に対して、農家組合に対して今後どのような対応をしていくのか、お答えをお願いします。

○経済環境部長（中村治幸君）

これにつきましては昨日もご答弁申し上げましたが、現在、台風の後、農家組合を通じまして農家の方々より被害報告をいただいております。その際に融資希望をとりまして、現在24名の方からの融資希望がございまして、総額約4千200万円の融資希望が現在ございます。この希望をとった際には、まだ市と農協の協議が完了しておりませんで、県の災害資金の決定もされておりました。11月15日に県の災害資金の対応が発動されまして、そこで初めて末端利率が示されました。県の方の示した利率ですと末端利率が0.5パーセントということで、これを農協が0.2パーセント、市で0.3パーセントもちまして、末端利率を0パーセントにするということを決定いたしまして、現在、融資者の方との連絡をとっているところです。今後、当初希望をとった際に0パーセントという形の広報はしてございませんので、再度、年が明けましてから利率が0パーセントのこういう資金がありますという形で再度、第2次の希望調査をとりまして、また対応の方をしていきたいというふうに考えております。

○石井孝昭君

農政課の皆さんが非常に迅速に対応され、被害状況、被害総額を速やかに県の方に報告されたことはお聞きしておりますけれども、県へ、農政課以外に、また道路河川課も含めて、被害報告を県に上げることが義務付けられているというふうに思いますけれども、このような被害総額なり、被害件数はどのように県に伝達されましたでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

被害額をどのように伝達したかというようなご質問だと思いますが、これにつきましては当日、台風の翌日、県の方から連絡がございまして、県の農業事務所を通じましてその日のうちに報告するというような段階になっておりますので、速やかな調査を午前中にいたしまして、午後、集計の後、農業事務所を通じて本所の方に報告したという状況でございます。

○石井孝昭君

私の記憶だと、確かそういったフォーマットがあつて、今は農政課、農業の被害のことですけれども、インフラの被害に関してもやっぱり速やかに調査を行った上で報告をされているということでもありますけれども、やはり報告を速やかに上げること、県としても集約していくことが大事だというふうに思われますので、農業に関しては非常に、一番早く速やかに調査されたことは非常に大事だったというふうに思います。

それで、次の質問に移らせていただきたいというふうに思います。

災害対策本部を設置する際の本市の体制について、ご質問させていただきたいと思います。

八街市地域防災計画の中で、災害応急体制の中で警戒態勢の確立、災害対策本部の設置、また職員の配備、配置、動員、災害対策本部の解散後の体制、これを決めています。どのような基準で災害対策本部を設置するのか、ご質問させていただきます。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の地域防災計画におきまして、風水害の場合は大雨・洪水警報等が発令され、市長が必要と認めたときに警戒配備を敷き、記録的短時間大雨情報、または土砂災害警戒情報が発令され、市長が必要と認めたときに災害対策本部を設置し、職員の3分の2が災害対応にあたる第1配備を敷くこととなっております。

台風26号におきましては10年に1度の規模の台風との報道がございましたので、平成10年度以降の総雨量を参考に、台風接近前に延べ70名体制で警戒配備を敷いたものでございます。台風26号における警戒配備の設置は、地域防災計画における風水害の大雨・暴風・洪水警報の発令による警戒配備の設置基準に基づくものでございます。しかしながら、台風26号の降り始めからの総雨量は、過去に例を見ない306ミリメートルであったことから、予想を超える被害が発生したものでございます。

台風27号におきましては、台風26号以上に大型で、関東に接近するおそれがあるとの情報が発表されていたこと、台風26号の影響が残る中での再度の台風の接近により、26号以上の被害が発生するおそれがあることから、地域防災計画における第1配備の設置基準である、その他の状況により市長が必要と認めたときに基づきまして、災害対策本部を設置し、第1配備を敷いたものでございます。結果的に台風27号は接近はしませんでした、災害対策本部の設置は適切な判断だと考えております。

また、消防団におきましては、台風26号では浸水箇所の排水作業を実施し、台風27号では巡回による地域住民への注意喚起と夜間の巡回パトロールに協力をいただいたところでございます。

今後におきましては、防災訓練等の実施により職員の防災意識の向上を図るとともに、消防団等との協力関係の強化を図り、風水害に伴う被害への適切、かつ迅速な対応に努めてまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

今回は風水害編ということに、ある程度、絞って質問させていただきますけれども。震災編とあわせて、災害対策本部の設置の種別が違うということでもありますけれども、やはりこういう一つ一つを、やっぱり的確に理解していないと、災害本部の設置ができないというふうに思います。今の市長答弁のとおり、市地域防災計画では、今回の風水害を見ると、第1配備として記録的短時間大雨情報、土砂災害警報情報が発表され、市長が認めたときということで、地域の複数力所で被害が発生したとき、その他、市長が認めたときという答弁があります。災害対策本部を設置するにあたり、市役所のどこに設置されますでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

これは計画に記載してありますように、第4庁舎の第4会議室に設置したものでございます。

○石井孝昭君

第4庁舎の第4会議室ということですが、第4庁舎が使用不可能なときは総合福祉センターに設置するというふうに、たしか明記してありますけれども。第4庁舎はプレハブで、多少心配な部分もあるかなと。総合保健福祉センターは耐震も終わっているので安心のかなというふうに感じますけれども、総合保健福祉センター等に設置というふうになっていると思いましたが、総合保健福祉センターに仮に設置される場合は、何階のどこに設置されますでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

申し訳ありません。そこまで具体的な設定等は考えておりませんが、当然、情報収集をする電話回線、これが相当必要だということ。それから、今回の災害対策本部として第4会議室の方に臨時で電話を10台、それからファクスであるとかパソコンであるとか、画面を写すためのプロジェクター、ホワイトボード等を設置いたしました。当然、人数もそれなりの人数が集まるわけですから、それなりの広さが必要だということになりますと、そういった空間を考え、いろんな条件を考えて設置するということになろうかと思います。

○石井孝昭君

大規模災害が発生したときには庁舎も被災する可能性が非常に大ということでもあります。また、耐震が弱いところも一部ありますので、その心配もあるんですけれども。

去年、それこそ八街市役所の裏に蓄電設備、それを設置したというふうに記憶しております。第4庁舎に例えば設置した場合、人員の招集とか。例えば本庁舎が電気も使えない、いろんな場合も想定されます。停電のときも想定されます。その人員の招集、情報収集、それに対応する資機材、これは第4庁舎にそろっているのでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

基本的に、先ほども説明申し上げましたけれども、常時そのような形で備えているということではございませんので、今回は本部を設置する前に、必要な機材ということで、先ほど申し上げましたように電話10台、これは当然、回線を引いてということでございます。それから情報収集用のパソコン、画面を写すためのプロジェクターであるとか、ファクス、あるいはコピー、それから情報を集約するためのホワイトボード等々をそろえさせていただきました。このうち、例えばファクスであるとかコピーであるとかというのはなかなか移動するのが難しいということでございまして、これは臨時的に備えたものでございますけれども、基本的には庁舎内の備品、これを有効に活用して速やかに資機材を整えるというような方向にしております。

○石井孝昭君

台風27号で設置された災害対策本部、26号では設置されずという、昨日の答弁がありました。警戒態勢の配備基準を設置して、70名体制で行ったということで、雨がひどくて調査もできなかった部分も、ご答弁にもありましたけれども。事前の災害本部の設置もとても大切だというふうに思いますけれども、事後の対応、対策が最も大切じゃないかというふうに思います。災害本部にかわる事後の一元化された対応組織、これを作る必要、もしくは対応できるものが必要であるというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

今回の台風27号に対する災害対策本部でございますけれども、基本的には26日、台風が通過した26日の午前8時に解散したというような状況でございます。これにつきましては、特に大きな被害が認められなかったというようなこと、あるいは警報が解除されたというようなことでそういう判断に至ったわけでございますけれども、当然その後の対応ということになるわけですが、今回はそういった被害が甚大ではなかったということで解散、その場で解散したということになります。

ただし、議員さんがおっしゃるように、その後の対策が必要な場合というのも当然ございます。そこにつきましては基本計画、地域防災計画の中にも災害対策本部解散後の体制ということで、解散後に引き続き必要な場合には事務分掌に基づいて担当課の職員で構成する班を組織して対応にあたるということになっておりますので、これに基づいて対応していくこととなります。

○石井孝昭君

市役所職員の防災訓練にもつながるんですけれども、災害本部を設置するということはそういうことにつながるといふふうに思います。誰がどのようにリーダーシップをとって災害の対応をしていくのかをやっぱり明確にしていくということはとても重要だと思います。普段から職員の皆様に体感を持って、また、その実行をしていただくことが大事だと思います。以前にも申し上げましたけれども庁内の防災訓練、市役所職員の防災訓練の必要があると思います。しばらく行っていないと。10年以上はたしかやっていないと思いますけれども、そういった訓練を重ねていくことによって災害本部の設置を促したり、その訓練をしていく

ことも大事だと思いますけれども、市役所庁内の防災訓練について、いかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

市役所内の防災訓練ということでございますが、10年やっていないという、今お話がありましたけれども、防災訓練という形ではなくて、避難訓練という形ではここ2、3年、継続して実施しているところでございまして、今年につきましては9月4日に実施しております。270名程度の職員が参加しております。地震により火災が発生したということを想定して避難放送して、避難場所へ避難するというような形でございまして、それにかかった時間は5分程度ということでございました。こういったことについては、ご指摘のとおり継続して行うことで常日頃から災害に備えるということが必要だというふうに十分認識はしております。

○石井孝昭君

計画の中に道路災害計画、対策計画の中に道路管理者、県であれば県道、市であれば市道、市道であれば市長ということになりますけれども、災害の発生するおそれがある箇所を把握して改修工事等を順次行い、異常気象においては緊急パトロール等を実施していく、監視体制を強化していく。復旧、復興のためには応急復旧資機材の保有に努めるというふうにあります。

昨日の質問にもありましたけれども、住野のある地域では3日間、家から出られなくて、ボートで市の職員さんが水や食料や、かかりつけの医者のお薬を運んでいる姿を見かけました。例えばそういった資機材を市としてもやっぱり保有していく。または速やかにレンタルできるように、そういった体制をとるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

今回につきましては排水ポンプということで、発電機とポンプにつきましてはすぐレンタルできる状況でございます。あとホースにつきましては、これはレンタルできませんので買い取りという形になります。そうしたことで、そろそろまでに1日、2日遅れたということでございます。今現在は数百メートルという形でストックしてございます。

○石井孝昭君

よろしくお願いします。ありがとうございました。

続きまして、消防団活動及び消防団員確保に向けた本市の取り組みについて、ご質問いたします。

昭和22年に制定された消防組織法により、消防団員は今もなお、全国各地で防災・防犯の最前線で活躍されています。全国の消防団員数はピーク時は200万人を超えておりましたが、今では100万人を下り、90万人弱という現状にあります。社会の変化に伴って、消防団員数の減少が消防団活動にも強い影響を及ぼしているというふうに思います。本市の消防団活動及び消防団員確保に向けた取り組みについて、ご質問します。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の消防団活動につきましては、4月1日の第1回分団長会議時において年間の活動計画を示し、消防団としての服務や規律の徹底を図り、また、火災等の災害時において適切な活動やけが等を防止するために、消防団長を筆頭とする消防団本部を中心に訓練等を実施しております。また、本市の消防団員数につきましては、全国の各消防団と同様に、年々減少傾向でございます。このようなことから、消防庁からも通知がございましたが、市役所をはじめとする公務員の入団促進を促すとともに、大規模災害時等に備えた機能別消防団員や、後方支援活動を中心とした女性消防団員の加入に関しましても、他市町村の状況を調査しまして、消防団本部等と検討しながら消防団員確保に向けて進めてまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

現在の消防団員数は何名でしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

12月1日現在で453名となっております。

○石井孝昭君

消防団組織の展望ということを上げると非常に厳しい面もあると思いますけれども、これは答弁を求めませんけれども、川上地区においては10地区あって、実際は4個分団のみ活動しているということでもあります。あとは各区に預けているという言い方はあれですけども、そのような状態になっている。そういった際に、やはりそういったところが増えたと消防団員が非常に、団としても脆弱になるし、地域としても支えにくくなるというふうに思っております。やはりそういった際の、地域に預けていくような際に、団本部なり、また市との協議が必要になると思いますけれども、そういった点は、答弁を求めませんけれども、地域によってそういった地域があるということをご理解いただきたいというふうに申し上げます。

今、国の方では消防団に特化した法律を作るということで、この3日に議員立法で上程されています。消防団を中核とした地域防災力の強化、充実に係る進歩ということでもあります。これは地震や局地的な豪雨等により災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防機関である消防団、その中核的な役割を果たすことを踏まえて団の強化を図るとともに住民防災に関する意識を高め、自発的な防災活動への参加を促進する。自主防災組織の活動を活性化することにより、地域の防災力の強化を図る。消防団に関して非常に強化する法律ということでもありますけれども。

先ほど市長答弁にありました。消防庁通達の中で、地方公務員の消防団への入団を促進するということでもあります。市の職員で消防団の中で活躍されている方もたくさんおりますけれども、以前、北村市長にご質問した、職員採用の際に面接において、消防団に加入する意識はあるかというような質問をさせていただきました。市長、その後の面接の状況はいかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

職員採用時の面接試験におきましては、仮に八街市職員に採用された場合、あなたは消防団員になりますかということでお伺いしております。その際には、仮にですけれども、採用された場合は消防団員になりますという、しっかりとした発言をいただいております。

○石井孝昭君

この質問は大変失礼な越権行為かと思いましたが、市長の答弁ありがとうございます。八街市は防災に強いまちということで、職員の皆さんが先頭に立っていく姿がそこにかいま見られるというふうに思います。地方公務員の消防団への加入、また事業者には消防団員に関して不当に解雇しないとか、また消防団員を雇用する際の税制上の優遇、財政上の優遇とか、この法律の中に列記されております。例えば女性消防団の発足、名前を提出すれば女性防火クラブということでもありますけれども、女性により構成される、家庭から生ずる火災の発生の予防、その他の地域における防火活動を推進する組織、これは女性防火クラブ、女性消防団の発足。また機能別消防団。消防団の減少に伴って、消防団員とほぼ同じ身分、立場ということを与えられる機能別消防団。これは会社員も含めて、そういった形ですけれども、婦人会なり、商工会議所女性部なりに、女性部として声をかけていきなり、今後の女性の目線、主婦の目線で防災に努めていく組織を前向きに考えていくという答弁がありましたけれども、いかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

女性による消防団、これもいわゆる機能別消防団の1つだというふうに思います。それを含めまして、特定の活動のみに参加する消防団員制度ということで機能別消防団を認識しているところでございますけれども、以前もお話ししたように、現有消防団と別のものとは言いましても、いろいろ役割はあるということではありますけれども、当然、現場に出るということもあります。現場において、現場活動で現有の消防団、現行の消防団と円滑に連携して機能するかといった課題はあると思います。その辺につきましては消防団本部等とも協議しながら、団員確保ということもございますので、その辺については協議させていただきたいと思います。

○石井孝昭君

よろしくお願ひしたいというふうに思います。

この中で幼児期からの発達段階のうちで学校教育、社会教育における防災に関する学習の振興のために必要な措置を講ずるというようなことが書かれておりますけれども、幼児期からの防災、消防に関して、小学校では消防車の絵を描くこととかも、とても重要なことだと思いますけれども、児童・生徒に関して、学校教育の現場で幼児期からの消防、防災の意識を高めていくことの考えはいかがでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

当然そういった法律が制定されましたら、学校でもそういった教育に関して検討していきたいというふうに考えております。

○石井孝昭君

ありがとうございます。

時間も差し迫ってまいりましたので、質問事項6に移らせていただきたいと思います。

北総中央用水排泥工を活用した防火活動の周知について、ご質問いたします。

本市と北総中央農業水利事務所と土地改良区で合意に至りました地域用水に関する協定で、排泥工が防火用水として平成24年度より使用できることとなりました。南部地域にお住まいの皆様には、防火水槽と合わせて貴重な防火用水としての排泥工であります。市民への周知に関してご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

北総中央用水排泥工につきましては、平成24年3月29日付で、本市と国営北総中央農業水利事業所及び北総中央用水土地改良区の3者による地域用水に関する協定を締結し、防火用水として使用できるようになっております。なお、排泥工等につきましては、市内に23カ所あり、規格等がさまざまであることから、平成24年8月に各分団に集まっておいただきまして、それぞれの使用方法や放水訓練を実施したところでございます。各分団には、排泥工等の配置図や排泥工のマンホールを開閉する特殊な鍵を配付するとともに、訓練等を実施する場合には事前に防災課まで連絡するように周知いたしました。今後につきましては、北総中央用水は無限水利であり、大規模な火災等においても消火活動に有効となりますので、昼夜を問わず利用できるよう訓練をしていただくとともに、また、防火水槽や消火栓と同様に、車輛の駐車等により消火活動に支障が生じないように、市民にも周知してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

防火用水として、今の市長答弁にありました指定された排泥工、この消防署員や消防団員に対して使用方法の訓練や実習を行っていると思います。消防署員は、特に南部の消防署ですけれども、年度初めに消防署員の入れかわりの際などに訓練されていることを見ております。消防団員が、また年度に新しく、あわせて分団長も変わった際に、そういった際に使用の仕方、また非常招集訓練に、そういったときに排泥工を用いて招集訓練を行うなど、そういったお考えの持ち合わせはいかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

北総中央用水の排泥工ですけれども、道路上に当然あるものもでございます。そういったことから考えますと、訓練を行うということになると、当然、車輛に配慮しながら行わないと危険が伴うということもありますので、今お話にあったように常備消防との合同訓練であるとか、単体で行うのではなくて複数の分団が合同して行う、これは非常に有効だと思います。こういったことで私どもも分団に向けて周知を図る。また常備消防の方との調整、これを図っていききたいと思います。

○石井孝昭君

地域防災計画に防火用水の記載が1つもないんですね。それで、排泥工に関しても計画書

の中になくて、ファームポンドとか消火栓も含めて、その位置はないです。防災マップなり、そういった中に、こういった防火用水の位置を、防災会議を経て、入れていくことを次に要望したいというふうに思います。

○議長（林 修三君）

会議の途中ではありますが、ここで昼食のために休憩に入ります。

午後は１時１０分より再開いたします。

（休憩 午後 ０時００分）

（再開 午後 １時１０分）

○議長（林 修三君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○石井孝昭君

昼食を挟んで大変恐縮ですけれども、質問を続けさせていただきたいと思います。

防災に関しても１、２点、聞く点がございましたので、質問させていただきます。

災害は近隣市町村にまたがる場合がございます。このたび、住野地域でも問題がありました。例えば印旛土木、そして成田土木、土地改良区、そして近隣の市町村と事前に協定を結んで災害のときに備えていく。災害が発生したから事案、事案ごとに対応するのではなくて、事前にそのことを想定して各組織、地域と、機関と提携を結んで、協定を結んでいくことが大事だと思われまうけれども、いかがでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

県等との協定ということでございますけれども、差しあたり考えられますことは、例えば県道の排水から流末が他市町村へ流れるといったこと。例えば、例で言いますと住野の、先ほどご質問がありましたけれども、住野の県道につきましては流末が富里の方向へ流れるということで、管轄する土木事務所は印旛土木事務所と、また成田土木事務所、またその下流につきまして、土地改良が関係しているわけがございますけれども、その側溝につきましては既に要望等をしているところでございますけれども、個々の状況によって対応ということが異なると思われますけれども、今現在、全体的な協定等の締結についてはちょっとこの場ではお答えできませんが、それは重要なことだと考えております。

○石井孝昭君

千葉県の地域防災計画の中では県の市町村ごとに対応して、何かそういった事態が発生したときにはお互い協力していくということになっておりますので、前向きにその機関とお話し合いをして災害協定を結んでいただければ、迅速な対応が望まれると思います。そして、今、建設部長から答弁がありましたけれども、富里・酒々井線の排水、このU字溝の整備に関して、住野の地域、県道酒々井線、U字溝が入っていない地域がありますけれども、この辺の要望はいかがでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

この側溝につきましては以前要望いたしまして、下流の方では一部実施してございますけれども、その上流につきましては今現在実施してございませんので、成田土木と印旛土木事務所に要望したところでございます。

○石井孝昭君

住野30号線、今回、水がたまった住野の市道30号線でございますけれども、地域住民の皆様から、砂利を敷いたり、道路整備、その次の日から、たくさん、市の職員も砂利を運んで対応されていましたが、迂回路の整備。これに関しては必要だと思うけれども、いかがでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

市道の箇所につきましては、緊急時の迂回路ということで重要な路線であると考えております。先日も地元区からの要望がございまして、碎石等の整備を実施しまして、通行できるようになったわけでございます。しかし、若干、道路が狭いということで、普通車ではちょっときつい面もございますけれども、今後とも、また地元区と相談しまして、必要により整備してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

山林、山道を走るところの道路ですけれども、地権者の方からは、道路ですれ違いをするときの車のプールの場所ぐらいは貸してあげるよというようなことを言っているようなので、その辺の対応をしていただければありがたいというふうに思う次第であります。

国の中央防災会議では、30年以内に首都直下型地震が発生する可能性が70パーセントと発表がありました。その被害は300兆円との試算がされています。また南海トラフ地震もあわせて、いつ地震が起こるかわかりません。今回の風水害を含めて、危機管理を一元化して、やっぱり組織していく必要があると思います。

今の防災課の体制を見ますと、消防防災班、交通防犯班と、2班に分かれておりますけれども、非常にボリュームが多いかと。業務内容が非常に多岐にわたるというふうに認識しております。隣の酒々井町とか四街道市、近隣の市町村では、最近、危機管理課という形で風水害、またいろんな災害を含めた形で格上げをして防災の機能を高めているというところがございます。まずは危機管理班という形で班を作っていくという考え、また行く行くは防災課から危機管理課という形で一元化できる課が必要になるというふうに私は認識しておりますけれども、そのようなお考えはいかがでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

確かに防災に対する体制の整備ということで、その重要性、これは十分認識しているところでございます。名前とはかくとして、その重要性は認識しております。しかしながら、災害に備えて十分な職員をあらかじめそこに配置しておくこと、あるいは全てを防災課なり危機管理課で対応するというのには無理があるというふうに思います。そのために地域防災計画を作って予防、それから応急措置、それから復興、復旧という形で班なり、それぞれの事務分掌を整えているわけですから、それは今のような形で十分それぞれが認識を持って対

応していくこと、これが必要なことだと、重要なことだと思っております。

○石井孝昭君

さらに調査していただいて、速やかな体制がさらに整いますことをお願いしたいというふうに思います。

それでは質問要旨 2、治水、利水対策について、ご質問させていただきます。

本市の調整池等の現状と今後の対策について。

先ほどの質問に関連いたしますけれども、豪雨災害に対応する治水の大きな役割を果たす本市の調整池についての今後の対策について、ご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在までに調整池として整備したものは、文違の大池、榎戸の六ツ塚、東吉田、大関の池などがございます。そのほか実住小学校の地下貯留池や黎明高校下の池も、大雨の際に水を引き込み、ためられるようになっております。また、これとは別に、休耕田などをお借りしまして遊水池的に活用し、冠水被害の軽減に努めております。なお、現在は 2 区におきまして、調整池の築造工事を実施しております。大雨のときなどの冠水被害をなくすためには、調整池の整備は大変有効な手法であります。しかしながら大池のような大規模な池の整備には用地の確保などの課題が多いことから、今後は小さな流域の中で候補地を求め、その流域に合った小規模な池を、財政状況も考慮しつつ計画的に整備していくように検討してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

議会の 11 月 29 日の冒頭に市長は、冠水対策として今後は市内の雨量流出経路を再度調査して、冠水を防止するための雨水調整池の建設を効果的かつ計画的に進めたいというふうに申し述べられております。

質問 2 の方に流れは移りますけれども、やはり東京学園の跡とか、また今、これから作られるだろうバイパスに必要な調整池、これが計画的に作られることはとても、市の発展のためにも、また災害についても強い、足腰の強いインフラ作りに役立つというふうに理解しております。

上砂の方の調整池の設置について、ご質問させていただきますけれども、上砂新田地区というのは山田台地区、また滝台地区、沖の一部より、雨水が一堂に会する場所が上砂地区の上流地域であります。この地域に集まった雨水は砂橋を通り、まず砂地区、吉倉地区、大谷流地区、小谷流地区、根古谷地区、岡田地区を抜けて、行く行くは印旛沼に向かう重要な河川というふうに認識しております。八街市の上部地区に災害に強い治水、また利水を兼ね備えた調整池を作ることによって、南部地域、そして上流地域の調整池の役目を果たして下流域に流していく、こういう計画が行く行くは八街市としても、市としても必要なんだろうというふうに思います。南部地域の区長の皆様からも排水の整備、この調整池の要望は、るる、お話が上がっております。その調整池の上流地域、私が要望を聞くには上砂地区が妥当だろ

うというふうに認識しております。上砂新田地域に調整池が必要だと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

ご指摘の場所につきましては、市道219号線が堰堤となって自然の遊水池のようになっています。仮にここを大きな調整池として整備することとした場合、もともとが水田であり、地下水位が高い為に、単純に掘削して容量を確保するということできません。今現在、ここを調整池として整備するという具体的な構想はございませんが、そのような状況になった際には十分な調査と地下水の処理について検討し、設計に活かしてまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

その地域は、部長も参事もご理解いただいている場所ではありますが、そこを通る管が詰まって、前回の大雨では、調整池の役割を果たしながら、非常に水があふれていたという現状であります。その辺の地域の整備も含めて要望させていただきますけれども、今後、調整池の役割を果たす、災害に強い、足腰の強い街づくりのためのインフラ整備を心からお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（林 修三君）

以上で誠和会、石井孝昭議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、木村利晴議員の個人質問を許します。

○木村利晴君

誠和会、木村利晴です。

今年は異常気象による大型台風の発生が相次いでおります。日本国内でも台風26号により、かなりの被害をこうむりました。また、フィリピンでは台風30号により3千人以上の死者を出し、多くの人々が避難生活を余儀なくされております。日本の自衛隊も派遣され、救助、支援活動を行っております。自然災害の恐ろしさを改めて痛感させられております。

また、人権災害として、シリアの内戦がアサド政権下において激化しております。一般国民は近隣諸国に逃避する人、国境近くの避難場所でテントでの難民生活を送っている人がおります。国連の報告では、シリア内戦でこれまでに10万人が死亡し、約900万人の人が住む家を追われたと推計しております。戦争まではいっておりませんが、我が国においても、日本を取り巻く近隣諸国との間で問題が生じております。なぜ人は戦うのでしょうか。もっと仲よく生活することができないのでしょうか。話し合いで解決の糸口は見つけれられないのでしょうか。自然災害で、家族を失い、家を失って困っている人々がたくさんいるこのときに。

こんな思いを胸に、このまちの安心・安全について私たちが今できることは何か。身近なところから考えてまいりたいと思います。

では通告に従い、順次質問させていただきます。

質問事項 1、まちの安心・安全について。

要旨 1、冠水問題について。

さきの台風 26 号による大雨で、休耕地や耕作地から、かなり大量の土砂が流出されました。その影響で、道路上や側溝にも大量の土砂が流れ込みました。流末調整池にも当然、流れ込んできました。その結果、側溝は底が浅くなり、泥水が氾濫し、道路も水路化し、流末調整池に流れ込みました。民間業者が造成した団地の調整池の処理能力には限界があります。その限界をはるかに超える泥水が流れ込んできたのです。排水が間に合わず、見る見るあたり一面が沼地化していき、床下浸水、床上浸水した家屋もありました。車が水没し、動かなくなったところもありました。

そこで質問いたします。要旨①、道路側溝の泥揚げ清掃について、定期的にやっておられるのか。また、台風の後、点検、清掃されたのか。お伺いいたします。

また要旨②、流末排水施設の排水能力向上のための改善指導、支援をしていただけるのか、お伺いいたします。

そして要旨③、高台にある農地からの肥養土の流出防止、休耕地からの土砂流出対策について、お伺いいたします。

次に要旨（2）、押しボタン式信号機の設置について、お伺いするものです。

県道 22 号線千葉・八街・横芝線スポーツプラザ入口付近におきまして、スポーツプラザ利用客が都賀駅方面からバスに乗ってきた場合、県道 22 号を横断し、スポーツプラザに入らなければなりません。また、スポーツプラザから、八街方面へバスを利用し帰るとき、県道 22 号を渡らなければなりません。普段はそんなに目立った客数ではありませんが、大会等があったときは、かなりの客が乗り降りするようです。近年、県道 22 号線の通行量も増大しております。横断歩道もなく、信号機もないところなので、おのおのが好き勝手に県道 22 号を横断しております。近隣の住民は、いつかは事故が起きるのではないかと、心配しております。

そこで質問いたします。スポーツプラザ前の県道 22 号に横断歩道及び押しボタン式信号機の設置をしていただけるか、お伺いいたします。

次に要旨（3）、防災について質問いたします。

八街市地域防災計画が平成 25 年 6 月に出されました。平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を教訓に、大規模災害への対応の重要性を認識し、防災計画を見直したと、市長が防災計画書の冒頭挨拶で語っておられました。そして、減災の考えや、自助・共助・公助の考え方を述べられ、減災とは市、市民、事業所、学校、消防及び警察その他の関係機関がとるべき避難、救助などの行動をあらかじめ明確にし、大規模災害等を想定した訓練等を実施することで、被害と混乱を最小限にとどめようとするものです、と書いてあります。

そこで質問いたします。八街市において大規模災害を想定した防災訓練はしておられるのか、計画を含めてお伺いいたします。

最後の質問になります。要旨（4）、デマンド交通について伺うものです。

デマンド交通とは、事前登録された方の予約に合わせて運行する乗り合いタクシーのことですが、その試験運行を11月18日の月曜日から11月27日の水曜日に10日間運行されたとのことですが、なぜ今、試験運行されたのか、その経緯と目的をお伺いいたします。

以上で、私の第1回目の質問を終了いたします。明快なる答弁をよろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

質問事項1、まちの安心・安全についてでございます。

（1）①ですが、側溝の機能管理につきましては、春先の飛び砂や、大雨の際に畑等から流出した土砂によって堆積し、機能を有しない箇所もございますので、このような側溝につきましては、その都度、予算の範囲内において、土砂の撤去作業を行い、機能管理に努めております。

さきの台風による大雨において、側溝だけでは処理しきれない雨水が道路上に流れた箇所や、土砂等の堆積により側溝の機能が失われた箇所があったことは、市民からの通報やパトロールによって確認しております。なお、道路上に土砂が堆積し、通行に支障があった箇所につきましては早急に撤去したところであり、機能が失われた側溝につきましては、予算の範囲内で速やかに回復できるよう対応してまいりたいと考えております。

次に②ですが、降雨時における雨水の排水対策として、市には大きな河川がなく、調整池が流末排水施設として重要な役割を果たしております。市が維持管理をしている調整池につきましては、雨水の流入によって溜まった土砂の堆積により、少しずつ機能が失われていくため、機能を回復するために、必要に応じて土砂の撤去を行っております。しかしながら撤去には多額の予算が必要なことから、今後も必要に応じ、対応してまいりたいと考えております。また、現在、自治会や土地所有者が維持管理している施設につきましては、市が施設の維持管理を行うことは、今のところ考えておりません。

次に③ですが、台風や大雨等による畑からの土砂流出対策としましては、土の飛散防止や畑への雨水浸透性を高めることとあわせて、畑の所有者の方々に協力を呼びかけ、緑肥作物の作付や樹木の植栽をしていただいているところでございます。また、今年度につきましては、多くの方々から緑肥事業の拡大を望む声がありましたので、農地を所有している方々に協力をいただけるよう、全員に通知を差し上げ、希望をとり、実施しているところでございます。ほかにも、農家自身も畑と道路の境界に永年作物を植栽したり、溝等を掘り、土砂が流出しないように取り組んでいる方もおられます。畑の周辺に土どめ等を行えば、土砂の流出は防げると思いますが、その場合は畑に雨水がたまり、農作物への被害が懸念されるため、農地の所有者へ積極的に働きかけすることは難しい面がございますが、大雨等の際、一時的に土のうを積むなどの対策をお願いしてまいりたいと考えております。

次に（2）①ですが、押しボタン式を含めた信号機及び横断歩道の設置につきましては、千葉県公安委員会が、設置効果、緊急性、住民の要望等を考慮し、より必要性の高いものか

ら設置を行っております。市としましては、地域の要望に応えるべく、以前から佐倉警察署を通じ、千葉県公安委員会に設置要望を行っているところでございます。本年度も、5月17日付で、信号機の新設30カ所、横断歩道の新設20カ所を含む要望書を佐倉警察署へ提出しているところでございます。

なお、ご指摘のありました県道22号線スポーツプラザ入口につきましては、横断歩道の設置要望を今後、地域の要望を踏まえた中で、千葉県公安委員会への要望を検討してまいりたいと考えております。

次に（3）①ですが、八街北地区、実住中央地区、富山区などの各地区におきましては、以前から自主的に防災訓練等が実施されているところでございます。また、本市といたしましても今年度の地域防災計画の見直しに伴い、市主催の防災訓練を来年2月16日に実施する予定でございますが、地域の防災力の向上を図るためには、市単独で防災訓練を実施するだけではなく、それぞれの地域が主体となって実施している防災訓練等を市としてサポートすることが、地域住民の防災意識を高めていく上で必要であると考えております。したがって、本市といたしましては、市と地域が連携して防災訓練を継続的に実施するとともに、それぞれの地域で実施されている防災訓練等を積極的に支援することで、地域の防災力の向上を図っていきたいと考えております。

そして改めまして、先ほど申し上げましたけれども、市主催の防災訓練が平成26年2月16日に実施されます。ぜひ議員の皆様方にもご参加とご協力を心からお願い申し上げる次第でございます。

次に（4）①ですが、個人質問5、桜田議員に答弁したとおり、今回のデマンド交通試験運行につきましては、本市が設置しております八街市地域公共交通協議会において、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金のうち、地域公共交通調査事業の採択を受け、ほぼ事業費全額を国庫補助金により実施したものでございます。

試験運行の期間を11月18日から27日までの10日間とし、運行区域につきましては、路線バス都賀線の廃止を見据え、夕日丘区の一部、西林区の一部、岡田区、用草区、根古谷区、希望ヶ丘区を利用区域に設定しました。料金は、試験運行であり、できる限り多くの方に利用していただくため、無料といたしました。また、運行車両につきましては、セダンタイプのタクシー車両2台でございます。試験運行の条件として、デマンド交通の本来の特徴ではありますが、設定の区域内であればドア・ツー・ドアで利用いただけますが、区域外の乗降場所としては、八街駅、榎戸駅、市役所、ふれあいターミナル、八街総合病院、及び近接するバス停とし、その他の場所に行かれる場合には、乗降場所での乗りかえが必要となる条件設定で実施いたしました。

利用にあたっての手续でございますが、まず、登録するために企画課に連絡をいただきます。登録の翌日からタクシー会社への予約が可能となります。予約にあたりましては、デマンド交通の運行システムなどは導入していないことから、全てオペレーターを通した手作業での配車となるため、利用の前日までに予約していただくことといたしました。登録状況で

ございますが、11月27日までの実績では、夕日丘区6人、西林区9人、希望ヶ丘区14人の、合計29人でした。そのうちの年齢階層としては、20歳から60歳未満の方が8人、60歳代が4人、70歳代が13人、80歳代が4人でした。

次に利用状況でございますが、11月27日までの状況では、往復を含めた利用者数は延べ49人でしたが、10日間の利用人員で見ますと、利用合計は30人でありまして、そのうちの地域別では、夕日丘区が6人、西林区が9人、希望ヶ丘区が15人でした。また、目的地別では、八街駅が15人、榎戸駅が1人、市役所が8人、ふれあいターミナルが1人、八街総合病院が5人でした。

仮に、1回の運賃を300円と仮定いたしますと、今回の運賃収入は1万4千700円となり、委託料66万1千500円と比較しますと、収支率は2.2パーセントとなります。現在、利用された方にアンケート調査をお願いしておりますので、これらの試験運行結果等を踏まえまして、地域公共交通総合連携計画の策定の中で反映してまいりたいと考えております。

なお、木村議員におかれましては、今回の試験運行にあたり、ご利用していただきましたことを御礼申し上げます。

○木村利晴君

答弁ありがとうございます。

では、再質問に移らせていただきたいと思います。

まず、冠水問題なんです、側溝の泥清掃については、さきに質問がありましたけれども、点検清掃というのは、これは絶えずやっていかないと、有事のときというか、こういう大雨が降ったときに機能を果たさないというようなこともありますので。私は前にも一般質問で聞かせていただいたんですが、どうも県道沿いの側溝及び市の側溝は定期的にやっておられるようだ。先ほどの答弁でもその都度というような答弁をいただいたんですが、これは定期的に清掃活動というのはできないものなんでしょうか。この辺のところをちょっとお尋ねいたします。

○建設部長（糸久博之君）

側溝につきましては滞積する場所はそういった地形等の関係で比較的決まっております。そういうところにつきましては市の方でも把握しておりますので、定期的に清掃しているわけですが、全長となるとなかなか、全部をきれいに清掃するというのは困難な状況でございます。

○木村利晴君

点検されているということで、点検をお願いした箇所でもなかなか点検、清掃されていなかったようなところもありまして。住民の方から、どうも雨が降ると側溝いっぱい水がたまっていますよというようなことのご指摘を受けて、連絡したことがあるんですけども、なかなか対応してくれなかったというようなこともありましたので、ぜひこれは定期清掃を。大体、冠水する場所がわかっているとおっしゃっておられましたので、重点的に、定期的に

点検していただいて、たまっている場合は清掃していただきたいというふうに思います。

あと、調整池の問題なのですが、低地の調整池、市の管轄しているものは土砂上げ等をやっておられるということなのですが、費用が大変かかるということなので、そう何件もできないということだったんですけれども、その都度、対応していくということなのですが。民間で作っている、団地で作っている、造成したときに作った調整池。これは小規模なものがものすごく多いわけですね。この調整池に、やはり今回のような大雨が降ったときにはかなりの土砂が流入して、やはり機能低下してくる。すぐにあふれてしまって、沼地化しているというようなところがあります。

現に私は今、夕日丘区に住んでおりますが、そこでも流末の排水調整池がありまして、非常に小さい調整池です。ですから排水機能がとても低いものですから、大雨が降るたびに冠水し、本当に沼地化していると。今回は本当に大雨だったので、60年に1度のことは皆さんも想定していないんでしょうけれども、かなり車が水没していたり、本当に床上ぎりぎりまで来たところもありました。

衛生上も非常に問題がありますので、こういうところへの、やはり補助というんですかね、泥上げ撤去するときのそういう補助をある程度していただけると、住民だけでやるよりは、非常に住民が助かるんじゃないかというふうに思いますので、この辺の土砂の撤去だとか処理の協力をお願いできないのかなというふうに思いますが。もう一度、ちょっとご答弁願えますか。

○建設部長（糸久博之君）

調整池には、市道等を含めて、側溝を経由して入っているものと思われまして。側溝清掃で出た土砂につきましては市といたしまして回収しておりますので、その延長という考えで、池から上がった土砂の回収についても協力できる可能性はあると思われまして、今後内部で協議させていただきたいと思います。回収費ですか、回収費補助につきましては現在のところはちょっと考えておりません。

○木村利晴君

民間の作ったものですが、町内会等の本当にごく限られた人たちが負担するのはちょっと大変なものですから。通常のことよりは、こういう大雨が降った後の災害対策という形で、今後検討していただければありがたいなというふうに思います。

もう一つ、調整池の排水管が非常に小さい。細くて機能が低いものがありますよね。こういうところはやはり行政指導のもと、配管の改修、改造と言うんですかね、それを工事に対して指導し、また助成なりを検討できないものか。ちょっと考え方をお聞かせください。

○建設部長（糸久博之君）

排水管に関しましては、その下流につきましては市の道路側溝等に接続されているものと思われまして。下流の側溝の排水能力もございますので、それを超えるような大きな管の接続はできません。なお、ご質問の改修工事につきましては、本来、池の管理者が行うべきものでございますので、行政指導という形はそぐわないと思っております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

今、市長からのご答弁では、大きなものは作れないけれども、小さな調整池に関してはこれから検討していくというようなこともご答弁いただいていますので、ぜひ、今既存の設備に対して改修の方が費用的には、1から作るよりは安いのかなというふうに思いますので、ある程度、こういう冠水が慢性化しているような場所に関しては、もう一度ご検討願えればありがたいなというふうに思います。

では、次の質問にちょっと移らせていただきます。

耕作地からの肥養土の流出なんですけれども、これは何回か、前回の9月議会においても予防に対して、どういう予防対策が効果的ですかというお尋ねをしました。そのときに耕作地の周りに溝を掘る、あとは堰を設ける等、畑に浸透させるというのが一番最適なんではないかというようなご答弁をいただきました。

今回も同じようなご答弁をいただいたんですけれども、本当に台風26号は60年に1度というか、かなりの大雨をもたらした台風だったものですから、皆さん、想定外のことが起きていました。流出した土砂をやはり回収するというのは大変な作業で、民間の人が強いられています。畑が上にありまして、下流に民家がある場合、民家の庭まで全部そういう土砂が覆い尽くすというようなこともございましたので、いい方法をまた考えていただきたいなと。今は緑肥を植えるだとかいうことで対応されているんだと思うんですけれども、沼地化して、畑が使えなくなって、農作物もだめになるというふうなこともありますので、その辺のところも両方守った形で、農家の農作物も守った形で排水対策を、市を挙げて取り組んでいただければありがたいかなというふうに思います。

次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、スポーツプラザ前の押しボタン信号の設置なんです。

これは実際、近所、スポーツプラザ周辺の住民から、いつも、普段ではないんですけれども、大会があったときにはかなりの人がバスに乗降する、乗り降りする。そのときに結構、車道部分に膨らんで歩いているということもありまして非常に危ない。あの辺はどうしても、歩道がありませんのでなかなか、歩道部分を歩いてくださいと言っても通れないのかもしれないけれども、バス停があつて、バスをおりたときに、最近コンビニができたものですから、コンビニの駐車場の幅ぐらいでみんな渡っていかれるので、見ていて非常に危ないというようなことがありましたので、そこに1つ、横断歩道を付けてくれば、横断歩道上を歩いていけば、事故が起きたとき何らかの補償は得られるでしょうけれども、横断歩道がない場合その補償の限りではないかと思われまますので、横断歩道の設置、もしくは押しボタン信号があればいいのかなと。

ただ、もう一つの案として、バスをプラザの中に入れて、そこでおろして、スポーツプラザからUターンして出ていってくれるような進路をバス側がとってくれば、そういう横断歩道を渡らないで済みますし、道路を渡らないで済みますけれども、そんな提案は何かでき

るんでしょうか。ちょっとお伺いします。

○教育次長（長谷川淳一君）

路線バスを、ということでございますか。

○木村利晴君

はい。

○教育次長（長谷川淳一君）

そういうご質問でございますけれども、実際、スポーツプラザの中にはロータリーですとか駐車場、そういう設備がございますので。確かにすいているときであれば、駐車場がすいているときであれば、そういうことも可能かというふうに考えますけれども、行事によりましては満車状態のときもございますので、なかなかそういうことも難しいのではないかなと。今後検討させていただきたいと思っておりますけれども、現状では難しいというふうに考えております。

○木村利晴君

ありがとうございます。

やはりスポーツプラザを利用する人たちの安全が確保され、危険回避できることが専決なので、一番いい方法をご検討願えればありがたいかなというふうに思います。

次の質問なんですが、防災訓練について。先ほどからも防災に関して、る、ほかの方がご質問されていましたが、防災訓練はやはりやらなければいけない。やっていなければ身に付かない。自分たちの命を自分で守るということは、頭で考えていては絶対にできないことなので、ぜひ実施していただきたいというふうに思っておりました。先ほどの答弁でも2月16日に防災訓練をされるということなので、全員参加でぜひ体験していただければありがたいかなというふうに思います。

それと、各自治体の防災訓練。これについて、先ほど何区かやっておられるということだったんですけれども、ほかのやっていない区に対して、自治体に対しての指導だとか、そうしたことはしていけるのでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

各地区でいろいろ防災訓練をやっているということで、私どもの基本的な考え方としましては、先ほどの市全体の防災訓練をすると、これもございますけれども、基本的には自助・共助ということで、初期防災活動、これを柱とした訓練をするということになると、地域でやっていただくというのが身近に連携をとれるということで、非常に有効なのかなというふうに思っております。市としてはそれにできるだけ支援をしていきたいというふうに思っております。

それから、働きかけや呼びかけということでございますけれども、私どももこれから区長会議あるいは広報を通じて、こういった地域でこういった防災訓練をしているんだというような、これをお知らせすることによって各地区でそういった機運が高まればというふうに思っておりますので、そういったことも含めて周知していければと思います。

○木村利晴君

ぜひ指導していただきたいなというふうに思いますが。

もう一つ、問題があるのは、地域自治体に入っておられる方たちはそういう形で、行政指導のもと、ある程度の連絡がとれて、そういう訓練に参加できると思いますが、自治体に入っていない方たちが八街市内にかなりおられるということなので、防災訓練に対して、自治体に入っていない人たちに対してどう指導、管理されていくのか。ちょっとお伺いします。

○総務部長（浅羽芳明君）

非常に難しい問題でございますけれども、市としては区に入っている、入っていないにかかわらず、地域全体で防災活動をしていくんだということ、これが重要なことでございます。その考え方でございますけれども、区への加入、これも合わせて、防災活動を通じて促進していければというふうに思っているところでございまして。

訓練の実態を確認いたしますと、今年も大規模な訓練が行われたんですけれども、北小学区ですね、ここで実施している防災訓練、これについては訓練を実施する連絡、父兄に対して、学校を通じて父兄に対して行っているということで、区への加入とか未加入、これに関連なく参加してもらっているというような状況、これを確認しております。これにつきましては先ほども申し上げたとおり、防災訓練を通じて区に加入してもらい、こういったことも期待しているということもございました。いろんな意味で非常にありがたい試みだなというふうに思っております。

また、貴重な取り組みだというふうに思っているところでございますので、私どもも、先ほども申し上げましたけれども、区長会等を通じて、このような訓練を行っているところもあるんだということをお知らせしまして、区への加入、これと合わせて地域での防災活動、これを積極的に進めていただきたいというふうに思います。

○木村利晴君

ありがとうございます。

個々の事情に関してはおのおのが大変気を付けていければいいのかなと思いますけれども、共助の部分で、やはり地域に入っていない、地域のそういう自治体に入っていない方たちとの共助という形はなかなかとりにくいということもありますので、ぜひ、これを機に各自治体に入っていて、こういう防災に対する協力体制を強固なものにしていただきたいと思いますというふうに思います。本当に行政の指導のもとに、やはりこういう住民参加を呼びかけていただければ、かなり有効だなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

あと、最後になりますが、デマンド交通についての質問をさせていただきます。本当に今回、限られた区域での運行、試験運行だったということだったんですが、この試験運行に対する、結果はわかったんですが、これから今後このことに対して期待度というか、これから導入していく上で期待されるところがあるのか。今現状を踏まえて、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

このデマンド交通の試験運行でございますけれども、ただいま議員さんがおっしゃられたように、ちょっと期間が短かったというようなこともございます。まだアンケート結果がまとまっていないということもありまして、この試験運行の結果だけではなかなか判断しかねる部分もあるというふうに思っておりますけれども、この状況を見た限りでは予想以上に登録者であるとか利用者が少なかったというようなことがございますので、実際に運行したときに需要がどうなのかということ。

それから、市長から答弁ございましたけれども、収支効率が極端に低かったということがございます。今回のような運行形態が適切なのかどうか、あるいは料金形態をどうするかというふうな話であるとか。結果を見てみますと、乗り合いが非常に少なかったというようなことがございます。乗り合いが少ないということは、基本的にはタクシーを個人で利用しているというふうな状況で、非常に、個人の利用者の方にとってはタクシーを安い料金で利用できたというふうなことで非常によかったと思うんですが、裏を返せばタクシー料金を市が肩がわりしているというふうなことにもなろうかと思えます。市の負担も非常に大きくなるというふうなところがございます。また、タクシー会社であるとかバス会社との共存も必要だというようなこと。それから、あわせて、全面デマンド交通にするというわけにはいかないと思えますので、ふれあいバスとの共存も必要だということ。それから、ふれあいバスも利便性を向上していかなければいけないとなると、非常に財政負担が大きくなるということで、導入するということについての課題というのはたくさんあるんだろうなというふうに感じているところでございます。

○木村利晴君

ありがとうございます。

これから高齢化社会に向かっていくわけなので、今運転できる人も運転できなくなる可能性もありますし、あとは障がい者の方が公共交通機関を利用するということもあります。だんだん、そういう公共交通の利用頻度が高くなるんじゃないかなというふうに考えているんですけれども。そういう意味で、やはり今、通っているふれあいバスの利用と、都賀・八街線の路線バスがありますけれども、これの次の存続も含めて、非常に公共交通を利用できる機会が少なくなっている。車を運転できる人はいいいんですけれども、そうじゃない人たちは、それに頼っている人たちは今度だんだん困っていくと。これから高齢化になって、また、より困っていくということがありますので、いろんな角度から物を見ていただきたいなというふうに思います。

私は最後に、デマンド交通を利用した感想を述べさせていただきたいなというふうに思います。

11月27日、最終日なんですけれども、11時半に家にお迎えに来ていただきまして、八街駅まで乗せていただきました。乗合者はいなかったんですね。ですので非常に、1人でタクシーに乗ったというふうな気分で行かせていただきました。帰りも2時に八街駅に迎え

に来ていただきました。帰りも乗合者がおりませんでした。大変リッチな気分で作利用させていただきました。利用者が複数おられた場合はお迎の場所がいろいろ増えるので、目的地までの時間、所要時間が非常にかかるのではないのかなというふうに思いました。デマンド交通を利用する場合はある程度、余裕を持って予約しなければいけないかなというふうに思いました。

気になるのは、先ほどからおっしゃってございましたけれども、料金のことなんですが。今回は無料だったということなので、本当にもっとリッチな気分になりましたけれども、通常、私が家から駅までタクシーを利用しますと片道1千400円ぐらいかかっているんですね。それが、先ほどの料金設定だと300円の料金設定になっていましたけれども、その300円ではやはりちょっと間に合わないのかなというふうに思いました。循環バス料金に近い料金設定がされればいいんですが、そのためにはかなりの市からの補助が必要になるということなので、大変なのかなというふうに思います。

実際に運行されるようになれば、大変便利で利用価値が高いものになるんだろうというふうに思いますが、いろいろな角度から検討していただきまして。ただ、利用者に、もっとデマンド交通をやっているよというのが周知されて、便利なものなんだよというふうなことが利用者の方に行き届けば、もっともっと利用者が増えて、本当の乗り合い、乗り合っの利用になって、デマンド交通の本来の姿になるのではないかなというふうに思いました。ふれあいバスの赤字を抱えての平行運行では無理があらうかと思ひますけれども、予約時間等を緩和していただき、目的地、これも限定したものではなくて、もっと幅広く、商業施設等も含めた形で検討していただければ、利用者の利用価値もだんだん上がりますし、この辺のところも工夫が必要なのかなと思ひます。さらにますます高齢化社会になりまして、先ほども言ひましたが自分で運転できなくなつて、公共交通に頼らなくちゃならない人たちがどんどん増えてまいります。こんな中、八街住民の人たちが、住んでいてよかったと思ひえる便利な街づくりのために、今後も前向きな取り組みをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（林 修三君）

以上で誠和会、木村利晴議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩に入ります。

（休憩 午後 2時04分）

（再開 午後 2時14分）

○議長（林 修三君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、誠和会、小山栄治議員の個人質問を許します。

○小山栄治君

誠和会の小山栄治です。通告に従ひ、質問をさせていただきます。

今回は、安全・安心の街づくりについて、ともに支え合える街づくりについて、農地の活用についての、3点の質問をさせていただきます。

まず初めに、安全・安心の街づくりについて。

要旨1、本市の犯罪の現状について、お伺いいたします。

日本は犯罪の少ない安全な国と言われていましたが、今の日本は身の回りの至るところで犯罪が発生し、住民の不安も広がりを見せています。本市において、今年は平成24年度より16.8パーセント、犯罪発生が増しており、安全・安心の街づくりをめざしている本市において、重大な問題と考えます。そこで質問いたします。

1、犯罪数と傾向について、お伺いいたします。

2として、犯罪数を減らす対策と、犯罪発生の多い原因はどのようなことが考えられるのか、お伺いいたします。

次に、要旨2、防犯について、お伺いいたします。

八街市において犯罪を少しでも減らすために、住民の一人ひとりが自分たちのまちは自分たちで守るという意識を持ち、地域住民が自ら、それぞれの方法で、防犯パトロール等の自主防犯活動を実施していただいていることは大変ありがたいと考えております。

また、今回幾つかの団体から防犯カメラ設置の要望が出ています。前にも私は一般質問で、防犯カメラを増やせないかという質問をさせていただきましたが、防犯にはカメラは非常に有効であると思われます。

そこでお尋ねいたします。

1、防犯活動と整備について、本市の考え方をお伺いいたします。

次に、ともに支え合える街づくりについて、質問させていただきます。

障がいのある子どもたちの仕事体験プログラムを通じ、地域に住む人たちが互いのつながりを育み、誰もが願う温かな地域づくりを目指す「ぶれジョブ」事業を八街市でも導入できないか、お伺いいたします。

「ぶれジョブ」とは、地域にある事業所にご協力いただき、子どもたちがやってみたい、またはできそうな仕事を体験させていただき、放課後を利用して、1週間に1時間ぐらいの活動を半年ぐらい継続して行うものです。子どもたちの働くことへの喜びが生まれ、社会性が育ち、自分に対する自信が深まります。また地域の方々の障がい者理解が進み、そして障がいのあるなしにかかわらず、地域の人たちの和が広がり、誰もが暮らしやすい温かな地域作りへと発展していく「ぶれジョブ」事業の本市での導入の考えをお伺いいたします。

次に、農地の活用について、質問させていただきます。

農地における再生可能エネルギー発電について、お伺いいたします。

現在、本市では、今年1月1日現在で耕作放棄地が、1号農地の畑で197ヘクタール、田で71ヘクタールあります。国は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律を、今国会で成立しました。この法律は、農村地域の資源を、農業との調和を図りながら再エネ発電に活用し、売電収益の地域還元や再エネ電気の

地域利用等を通し、農業・農村の所得向上等による地域の活性化に結び付ける仕組みを作ろうという法律です。特に本市の耕作放棄地２６８ヘクタールのうち、すぐには農地として復活しにくい黄色判定農地１０６ヘクタールをどう活用できるのか、本市の考えを伺うものです。今まで、農地転用が難しかった農地が、この法律を利用することにより、書類の提出だけでできるようになり、再エネ発電を活用しようと考えている農家、また事業者にとってはメリットのある法律と考えられます。本市の、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生エネルギー電気の発電の促進に関する法律に対し、本市の考えをお伺いいたします。

以上で１回目の質問を終わらせていただきます。明解なるご答弁をお願いいたします。

○市長（北村新司君）

初めに、質問事項１、安心・安全の街づくりについて、答弁いたします。

（１）①②につきましては関連しておりますので、一括して答弁いたします。

本市の犯罪件数につきましては、警察をはじめ、市民のさまざまな関係団体のお力添えをいただいて、平成１５年には１千７２３件あった犯罪件数が、平成２３年には１千３９件まで減少しております。しかしながら、昨年は対前年比６５件増の１千１０４件と、増加に転じてしまい、本年に入ってもその傾向は変わらず、１０月末現在、対前年同月比１４９件増の１千３８件の犯罪が発生している状況であります。

本市の犯罪傾向としましては、窃盗犯が７９パーセントを占めており、そのうち３９パーセントが乗物盗となっております。また、近年増加傾向にありますのが侵入盗であり、そのうち、空き巣が４８パーセントとなっております。

また、本市の自転車盗の特徴としましては、６３件の内、３７件が施錠をしておらず、また、車上狙いにおきまして、２５件のうち１０件が施錠なしとの報告もございます。このような状況からも、まずは、防犯の第１は、市民一人ひとりが、自分の財産は自分で守るんだという自己防衛意識を持つことが大切であり、第２には、日頃からのご近所同士の声かけ、挨拶、見つけたらすぐに１１０番通報をすることが大切であると考えております。市といたしましても、この危機的状況の改善を図るため、１０月には八街駅駐輪場におきまして防犯登録の有無や鍵のかけ忘れなどをチェックし、その結果の札を自転車に付け、注意喚起を行う自転車防犯診断の実施や、市内のスーパーにおきまして、自転車での来店客に対し、その場でひたくり防止ネットを取り付けてのひたくり防止キャンペーンの実施、また１２月には、市役所玄関前にて歳末警戒出動式を開催するなど、佐倉警察署、防犯ボランティアの方々と連携し、防犯活動を行っております。

その他の取り組みといたしましては、佐倉警察署と連携し、防災行政無線を活用した啓発を行っております。これは、犯罪発生時にいち早く、発生地区に情報を提供することにより、次の犯罪被害を未然に防止しようとするものであり、広報やちまた、メール配信サービス、回覧文書などを活用した啓発もあわせて実施しております。

また、平成２０年度からは青色回転灯付防犯パトロール車によるパトロールを実施しており、本年４月からは、ひたくり発生地区における防犯カメラの運用を開始しております。

今後も犯罪減少に向け、警察をはじめ、市民、さまざまな関係団体との協力体制を強化し、防犯活動に努めてまいりたいと考えております。

次に（２）①ですが、現在、市内の主な防犯ボランティア団体といたしましては、さくら防犯パトロールネットワークの八街地区としまして、１５の団体が活動しておられます。安心・安全の街づくりを考える際に、各地域における防犯ボランティアの方々の貢献度が非常に大きいと考えております。

そこで、市としましては警察と連携し、区長会議や犯罪発生の多い地区における地区の会合に警察官の派遣要請し、その場で防犯の講話をしていただくことで、地域における防犯意識の向上を図るとともに、防犯ボランティア団体の結成をお願いしているところであります。また、これとあわせまして、広報紙で、防犯ボランティアの活動内容を紹介するとともに、関心をお持ちの方への呼びかけも行っております。今後も引き続き、新たな防犯ボランティア団体の結成促進を図るとともに、犯罪減少に向け、警察をはじめ、市民、さまざまな関係団体との協力体制を強化し、防犯活動に努めてまいりたいと考えております。

次に質問事項２、ともに支え合える街づくりについて、答弁いたします。

障がいのある子どもたちが放課後、地域の事業所やお店などで働く「ふれジョブ」と呼ばれる活動が各地に広がり始めております。「ふれジョブ」は週１回、放課後の１時間程度、障がいのある子どもたちが、ボランティアで作るジョブサポーターとともに地域で就業体験をする活動であります。子どもたちは就業体験を通し、自信を付け、働くことへの喜びが生まれるとともに、地域では障がい者への理解が進むなど、子どもたちを中心とした新たな地域のきずな作りでもあります。

「ふれジョブ」の活動には、子どもたちをサポートしてくれるボランティアの方々や、子どもたちを受け入れてくれる事業所のほか、特別支援学校や地域の方々、保護者等の理解と協力が必要となりますので、今後「ふれジョブ」事業につきましては社会福祉協議会等と連携し、導入事例や課題等について研究してまいりたいと考えております。

次に質問事項３、農地の活用について、答弁いたします。

個人質問２、丸山議員に答弁したとおり、先月の臨時国会において、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律が成立いたしました。この法律は、農山漁村に存在する資源を活用した再生可能エネルギー発電を促進し、地域の活性化を図ろうとするものであり、その際に、再生可能エネルギー発電設備の無計画な整備により農業等の健全な発展に必要な優良農地等が失われることがないように、耕作放棄地を使用し、地域の農業の振興に資する場合の農地法の取り扱いが示されたところであります。

本市の耕作放棄地は、平成２４年度調査では約２６８ヘクタールであり、現在、農家の方に協力を得て、本来の農地としての利用ができるよう、耕作放棄地の再生に取り組んでいるところであります。これからも基本的には耕作放棄地の防止及び解消に努めてまいりますが、再生可能エネルギー発電により地域の活性化が図られることが可能であれば、期待できるものと思っております。しかしながら、この法律の詳細についてはまだ把握しきれていない部

分もございますので、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○小山栄治君

それでは、再質問させていただきます。

まず初めに、本市の犯罪状況について、質問させていただきます。

八街市は佐倉警察署管内で平成24年度の犯罪発生状況が一番多い市でございます。千人あたりの件数が平成24年12月1日現在で15.54、酒々井でも15.04、佐倉では9.48、八街市においては非常に多い犯罪件数でございます。特に八街市八街ほ番地ですが、これは侵入盗犯、これが県下でワースト1です。それから窃盗、窃盗犯はワースト3。ワースト3の中でも乗り物盗は何とワースト1。一番悪いということです。それから部品狙いも県下で一番悪い。ひったくりは県下でワースト2と。そのような地域でございます。全犯罪、刑法犯から見ると、25年9月現在での調査ですけれども、県下ワースト100のうちに八街ほはワースト3という、非常に恥ずかしい犯罪の多い地域となっておりますけれども、県下でこれだけ多い、犯罪の多い八街ほ番地、これに対する危機感と対策をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

確かに、ご指摘のとおり、八街ほの地区の犯罪件数は非常に多いということで、私どもも認識しております。

八街ほの地区ですけれども、ご承知のとおり、1区、3区、4区、5区、6区、ライオンズガーデン区が対象となります。人口を見ていると市内人口の約15パーセントがこの地区に集中しているというようなこと、それから公共交通の中核であります八街駅があるということで、他の地区とは若干異なった特徴を持った地域であるということとも言えると思います。こういった背景がある中で、特に駅の駐輪場での乗り物盗であるとか、駅の利用者等を狙ったひったくり、それからほかにも車上狙いとか部品狙いとか、器物破損等が多いということで、非常にワーストの上位に上がっているということになっております。

これに対する市としての対応ということでございますけれども、まず防犯カメラということで、八街ほの地区がひったくり対策の重点地域に指定されておりましたので、この地域を対象とする補助金を活用して今年の4月から5台の防犯カメラ、これを運用しております。そのほか、青色回転灯のパトロール車によるパトロール、これを集中的に行っております。それから、先ほど市長答弁の方にもございましたけれども、警察であるとか防犯ボランティア団体の方々と連携して、駅の駐輪場における自転車の防犯診断、それから地区内における、スーパーにおけるひったくり防止キャンペーンを行う。また、今月開催いたします歳末警戒出動式がございまして、出動式が終わった後には参加された皆さんと一緒に駅周辺の巡回パトロール、これらを実施するということでございます。

○小山栄治君

いろいろと対策を練ってやっていただいているということは確かにわかります。しかし全然減っていないというのが現実です。ですので、今のやり方以外にもどんどんやっていかな

いと、なかなか減らないということが現実的に起きております。八街と同じような駅の周辺、そういうところは千葉県の中にもたくさんあるし、人口の多いところもたくさんあります。八街は番地に人口が密集しているとか、そのようなことを言いますけれども、千葉県の中にはもっともっと人口が密集し、八街よりもそういう犯罪が起これそうな地域があっても、ワースト3というような上位に入っていないところもたくさんあるわけですのでね、その辺も十分危機感を持って対策を考えていかないと、ますます八街は犯罪の多いまちだという悪い印象を与えてしまうと思いますので、これからぜひ危機感を持って、これからの対策を考えていただきたいと思います。

それから、防犯カメラを先ほど5基、今年設置していただいたということですが、今議会に八街商工会議所の会頭、それから八街自動車教習所代表取締役、千葉黎明学園理事長名で、防犯カメラ設置に関する要望書が出ておりますけれども、この要望に対して市はどのように考えているのか、お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

現在5台の防犯カメラの運用を開始した旨の説明をいたしました。あわせて、今議員さんの方からございましたように、商工会議所、それから自動車教習所、それから黎明学園などの関係団体から、防犯カメラの設置につきまして市に対しての要望書が上がっております。現在運用しているカメラ、街頭カメラ5台でございますけれども、そのほかにも数多く運用させております。この街頭に設置したカメラにつきましては、現在でも警察からの照会によって画像提供を行っております、非常に有効に機能しているんじゃないかということで確認できておりますので、今後の防犯カメラの増設につきましては補助事業の実施、これも視野に入れて検討していきたいと、担当としてはそういったことで進めていきたいというふうに思っております。

○小山栄治君

予算もかかることですのでね。ぜひ増やすということで考えていただきたいと思います。

それから次、犯罪を減らすには、兼ねてから要望がありました八街警察署、これが早期にできることが望まれておりますけれども。県から来ております副市長にお尋ねしたいと思いますけれども、県として現在、八街市警察署の設置に関してどのように県の方では考えられているのか、お伺いしたいと思います。

○副市長（小澤誠一君）

それでは、ご答弁いたします。

過去の議会におきましても八街市における警察署の設置、それにつきましては大きな課題の1つだということでご答弁申し上げましたけれども、本市といたしましても機会を捉え、県当局に八街市に警察署をとということで要望活動を展開してきているというところでございます。県内に警察署がない、単独で警察署がない市というのは6市ございますけれども、その中でも八街市が一番多くの人口を抱えている。また、八街市が管轄されている佐倉署、警

警察署においては複数の市町村を抱える警察署としては一番人口を多く抱えている。また、今、議員がおっしゃられたように、警察署があることによって犯罪の抑止にもつながるということで、本市としても警察署の設置を要望し続けているところでございます。ただ、しかしながら県当局といたしましては、警察署の新設ということに対しては、その重要性を認識しつつありますけれども、ただ、警察署を設置、仮に八街交番を警察署にするとした場合でも、警察署の大幅な増員、そして留置場とか、かなりの施設を設置しなければなりません。そういったことで多額の予算を必要とし、現状の千葉県が非常に予算の厳しい中、また老朽化した警察署もあるということで、そちらを先行するということで、新たな警察署の設置は現在のところ計画にはないという回答をいただいているところでございます。本市といたしましては、こういったことについては継続的に粘り強く要望していくことが大切と考えておりますので、今後とも機会を捉え、要望していきたいと考えております。

あわせて、私どもが佐倉警察署から聞いているのは、八街市内に施錠しない家庭が数多くあると。また自転車、そういったことも施錠しない人が多いということで、こういったことは市の広報の媒体、そういったことを通じて、また市が主催するいろんな会議、そういった場においても警察の方と連携して、そういう意識の改革、そういったことは取り組めるのかなと思っております。また、他市、町に比べて、防犯ボランティアの方、今も多くの方が一生懸命やっというんですが、まだほかに比べて少ないということでございます。そうしたことの設置に向けて、市としても協力していきたいと考えております。今後とも警察、そして市の団体の方等と協力して、安心・安全な街づくりに努めていきたいと考えております。

○小山栄治君

非常に丁寧な答弁ありがとうございます。ぜひこれからも根気強く、八街警察署ができるように要望していただきたいと思います。

先ほど副市長の方からもちっとお話がありましたけれども、八街が警察署になるためには、現在の交番の広さではとても足りないということを聞きますけれども、市として、八街警察署が実現した場合にほかの場所に土地を確保する考えなのか、または例えば今ある、ふれあいバスターミナルなどをほかへ移転して、場所を広くして、今の場所を警察署にする考えなのか、市の考えをお聞きしたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

基本的には現在のところ、場所については県が用意すると。県が所有するというようなことです。県の方がその用地を確保することになります。どうしてもそこには市の協力ということが必要となります。市の適地がどこかということにつきましては今後の検討課題になるかと思いますが、現在の場所につきましてはふれあいバスのターミナルがあるというような状況もございますので、それらをあわせた中で適地選定をしていくということになるかと思っております。

○小山栄治君

今の場所に設置するというような考え方でよろしいんですか。

○総務部長（浅羽芳明君）

申し訳ありません。私の答え方が悪かったんだと思いますが、まだ実現性ということに至っていない状況がございますので、現在のところも含めていろんな適地性を考えた中で検討していきたい、いかなければならないということでございます。

○小山栄治君

わかりました。

続いて、防犯について、質問させていただきます。

まず初めに、さくら防犯パトロールネットワーク、それから地域防犯情報連絡会八街地区というのがあって、15団体が活動しているということを聞きますけれども、さくら防犯パトロールネットワーク、また地域防犯情報連絡会、これはどのような組織で、また15の加盟団体に市としてどのようなつながりがあって、どのように協力、援助されているのか、お伺いしたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

それではさくら防犯パトロールネットワークについて、説明させていただきます。さくら防犯パトロールネットワークでございますけれども、地域としましては佐倉市、八街市、酒々井町ということで、これらの団体の住民の方、それから佐倉警察署、それから佐倉市、八街市、酒々井町、この行政機関が連携して、防犯活動を推進するためのネットワーク組織ということになります。

それで、設立ですけれども、平成15年2月に設立されまして、当時は防犯ボランティアの団体が33団体、千人程度の構成員でございました。現在は加盟団体数100団体を超えて、構成員も5千人を超えるような組織ということになっているようでございます。この活動内容でございますけれども、警察署の方から加盟している団体にファクス等を使って犯罪情報、これらを提供している。それから防犯ボランティア団体、パトロールネットワーク、防犯パトロールの団体が防犯パトロールを行うためのノウハウ、これを提供していただいているということ。それから、こういったパトロールを行う指導者の研修、育成。あるいは、こういった団体からの防犯活動に関する相談、啓蒙、広報活動。それから、団体が集まって情報交換を行うというようなことで活動しているところでございます。

○小山栄治君

市としては、そのボランティア団体にどのような協力だとか援助をしているか、知っていますか。

○総務部長（浅羽芳明君）

先ほど来お話をさせていただいておりますように、市が啓発活動をするときには協力して、連携して活動していただいているというような、活動内容についてはそのようなことでございます。援助といいますと、これは申し訳ございませんけれども、ボランティア団体ということもございますので、現在のところは特別な援助というようなものはしていないというよ

うな状況でございます。

○小山栄治君

皆さん、ボランティアで一生懸命やっただいていてと思いますので、できるだけ市としてできることをお願いしたいと思います。

それから現在、先ほど言いましたけれども、八街市に防犯ボランティア団体が15団体あり、いろいろ活動していただいているということですが、市としては、あとのどのぐらいの団体があつたらいいなというようなお考えなのか、お伺いいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

あとのどのぐらいという答えは非常に難しいんですが、私どもとしては関係、協力していただける団体、人たちが数多ければ多いほど伝わる範囲、それから活動の内容も充実できるものと思っておりますので、こういった団体の設立と促進に向けた活動、働きかけはしていきたいと思います。

○小山栄治君

佐倉警察署管内の防犯パトロール実施団体の状況を見ますと、佐倉市が千人あたり0.44、酒々井町が0.57、八街は0.21ということです。ほかの佐倉、酒々井並みの団体数を八街で作ろうとなりますと、八街に35のボランティア団体があつて初めて、ほかの佐倉警察署管内の防犯パトロール団体と同じになるということで、最低でも、できたら35程度まで増やしていく必要があると私は思いますけれども、かつ、各行政区に最低1つつできるような体制作り、そういうことが必要だと思いますけれども、その辺の認識というものをお聞きしたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

ただいまのご指摘のとおり、現在39の行政区がありますので、各区に1団体あれば、あればといいますか、あると理想的だなというふうには思います。現在でも区で作っていただいているところ、あるいは町内会で作っていただいているところ、PTAで作っていただいているところ、それぞれございます。そういった母体はたくさんありますので、そのようなところには働きかけをしたいと思います。

○小山栄治君

どうか、佐倉、酒々井に負けないような防犯パトロールが八街市でもできるように、行政としてお手伝いし、現在、防犯パトロールのボランティアをやってくれている人たちが、少しでも皆さんが活動しやすいような方向に持って行っていただきたいと思います。

それから先ほど小高議員も言いましたけれども、安全なまちですよと言えるような街づくりをしてほしいというような話もありましたけれども、千葉県では日本一安全な、安心な県を目指しますというようなことを言っておりますけれども。

市長にちょっとお伺いしますけれども、安全・安心な街づくりを目指している市長として、私は八街市が日本一の安全・安心のまちになればいいと思っておりますけれども、市長も多分同じ考えだと思いますけれども、市長の安全・安心の街づくりについて、市長の考えをお

聞きしたいと思います。

○市長（北村新司君）

先ほど、担当、あるいは副市長からも、るる、発言がございましたけれども、安心・安全は八街市にとって大変大事なテーマ、課題であるというふうに認識しております。今たくさん、さくら防犯パトロールネットワークということで、ボランティアの15の団体の皆様方が活動しております。このことにつきまして心からまずは敬意と感謝を申し上げる次第でございます。安全・安心な街づくりを考える際に、こうした各地域における防犯ボランティアの活動につきましては、その犯罪抑止とか等につきまして大変貢献があるというふうに認識しております。ただいま小山議員もおっしゃいましたとおり、県とも連絡をとりまして、今、森田知事がコンビニボックス等々のことも提案して、今実施しております。また移動交番ということで、しっかり八街市にも1台配備されたところでございますけれども、こうしたことを含めまして、新たな防犯ボランティア団体の結成に向けまして、区長会等を通じまして地域の皆様方のお力添えもいただいた中で、八街市が少しでも安心・安全であるよう、子どもたちの願いでもありますので、私どもも全力で努力してまいりたいというふうに思っております。

○小山栄治君

よろしく願いしたいと思います。

犯罪を減らすためには犯罪をしにくい、また起こしにくい環境作り、街づくりを進めることが大切だろうと思います。市民みんなが今、自分にできること、できる時間にできること、そういう意識を持って、ウォーキングをしている人はウォーキングのついでに、買い物の行き帰りに、犬の散歩のときにと、1人でも多くの人の目で犯罪を抑制することが大切だと考えますが、市としても、市ができること、また我々市民も市民ができること、そして市と市民が一緒にできること、そういうことを考えて、八街市が犯罪のない、また防犯のために働いていただいている防犯ボランティアの方たちが安心して一生懸命にできるような体制作り、そういうものも市としてしっかりと応援していただきたいと思います。

続きまして、「ふれジョブ」について、質問したいと思います。

この事業は、該当する障がい者が八街にはおおよそ95人程度いるようですけれども、支援学級の関係者から、ぜひ八街でも「ふれジョブ」事業ができればいいですねというような切望の声が、私のところに届きました。導入事例や課題について研究していくという答弁をいただきましたが、できるだけ早い時期にお願いしたいと思います、どのぐらいの期間をかけて研究する考えなのか、現時点の考えで結構ですので、お伺いしたいと思います。

○市民部長（加藤多久美君）

ただいま、市長のほうから、導入事例や課題等について研究していきたいとご答弁を差し上げたところでございますが、今現時点でどのぐらいの期間を研究の期間に充てるかというのは、この場では答えることがなかなか難しいんですけれども。

2003年に岡山の倉敷市から「ふれジョブ」事業が始まりまして、今は21都道府県に

広まっているようでございまして、千葉県内でも木更津市内と富里市内の2団体が今「ふれジョブ」事業をやっているという情報もつかんでおりますので、幸い、富里市は私ども八街市の隣でございまして、その事業主体でございまして、富里市の地域自立支援協議会が事業主体になっておりますので、そちらの方に私どもの担当を、障がい担当の職員を行かせまして、いろいろと導入の経緯とか今の運営状況等を確認させるのが取っかかりだと思います。

それから本市におきましても八街市の地域自立支援協議会が立ち上がっておりますので、新年度、26年度の最初の会議のときに、私ども行政の方からその場でこういう「ふれジョブ」事業についてご説明申し上げて、その場の中で協議を進めていきたい。そのように考えているところでございます。

○小山栄治君

特別支援学級の関係者から、できるだけ早くというような、八街でもぜひ行ってほしいという要望がありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、この事業は特別支援学級の子どもたちのことですので、教育委員会としても関わりがあると思いますが、教育長にちょっとお尋ねしますけれども、現在、特別支援学級の子どもたちの職場体験などは行われているのか、また「ふれジョブ」事業をどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○教育長（川島澄男君）

中学校、中学生の職場体験ですけれども、特別支援学級の子どもたちも職場体験を行っている。それは公共施設であったり、各事業所であったりという場所で、それぞれ体験を行っております。

もう一つ、委員会の考えはというお話がありましたけれども、「ふれジョブ」の活動は、先ほど市長答弁にもありましたように、メリットが考えられます。研究が始まりましたら、教育委員会としましても協力していきたい。そんなふうに考えます。

○小山栄治君

実際に八街市でも特別支援学級の子どもたちが職場体験を年に何度かしているということで、この事業を進める上では協力してくれる事業者、これは見つけやすいのかなというような気もいたします。ボランティアを見つけるのはまた難しいのかと思いますけれども、ぜひ研究して、この事業が早くできるようにお願ひしたいと思います。

続きまして、農地の活用について、質問させていただきます。

八街市には268ヘクタールの放棄地のうち、すぐには農地として復活できにくい黄色判定農地が106ヘクタールありますけれども、すぐ農地として活用しにくい黄色判定農地106ヘクタールをどう活用できるのかというようなことを市では考えているのか、お聞きしたいと思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

市といたしましては従来、やはり耕作放棄地を農地に復元させるということを目的として、牧草地の耕作等をできるような機械等の導入事業等をやっていたところでございます。

○小山栄治君

耕作放棄地をできるだけ農地として使うというのは私もわかりますけれども、本当に荒れちゃっていて農地として復活するのが非常に難しいという、そういう場所をどうするのかというようなことなんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

私どもの方とすれば、農地を保全するという立場の中で、重機を使って農地に復元するという事業もございます。このようなものについての取り組み等もございまして、やはりこれは面積的には少ないですが、農地はあくまでも再生するということから現在まで進んでいるというところでございます。

○小山栄治君

この再エネ促進に関する法律、これができますと整備計画、それを提出するのを受けて、協議会を本市が立ち上げ、これを認定した場合は、その認定により農転の許可があったものとみなされるということで、今までの農転手続は不要になるというような法律です。これは再エネ事業者の届出がワンストップ化されて、従来認めていなかった振興白地地域内の第1種農地も荒廃地に限って、これを農転することが認められるんだというような法律ですけれども、これはまだ法案が成立したばかりで、国の基本計画がまだでき上がっていないというようなことで、国の基本計画ができるのが来年度早々、4月になってしまうというような話を聞きます。国の基本方針に沿って本市がもしもこの法律を適用するならば、基本計画を作成するということになりますけれども、その辺について、この法律を本市でも活用するのかどうか。その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

この法律につきましては議員さんがおっしゃられましたとおり、先月、11月15日に参議院を通過しまして可決成立された法律でございまして、まだ施行の方はされていない段階と。これは25年、本年度中に施行を予定するということで、私どもの方でお聞きしているところですが、概略等を見ますと、やはり従来、再生エネルギーに関しては太陽光あるいは地熱、小水力、バイオマス、さまざまあるわけですが、やはり日本全国でも9割が太陽光発電だということです。太陽光発電の取り組みの中で優良農地を使った太陽光発電、メガソーラーの建設等、無秩序な転用がされていた、増大してきていると。これを荒廃地、あるいは耕作放棄地に誘導して、地域の優良農地の確保とすみ分けをした土地利用をするのを目的とするというような形になっておりますので、本市といたしましてもこの法律が施行された中で、やはりこの法律にのっとって基本計画を作って、本市の荒廃地あるいは耕作放棄地にできるだけこれを誘導するということによって優良農地を確保できるという形を今後は考えていきたいというふうに思っております。

○小山栄治君

この法律が施行されますと、土地に付加価値が生まれて、利用価値が今まで薄かった荒廃農地の付加価値が非常に生まれるということで、荒廃農地の利用形態の幅が広がるというメ

リットがあると思います。それで、この基本計画が年明け早々に、国の基本方針の骨格がパブリックコメントにかけられるということです、ぜひその内容を確認して、八街市として何か意見があれば出していただくというようなことをしていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（林 修三君）

以上で誠和会、小山栄治議員の個人質問を終了します。

ここで10分間の休憩に入ります。

（休憩 午後 3時05分）

（再開 午後 3時18分）

○議長（林 修三君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、誠和会、鈴木広美議員の個人質問を許します。

○鈴木広美君

誠和会の鈴木広美です。通告に従い、質問させていただきます。

近年、東日本大震災を経験し、全国でさまざまな災害に見舞われ、命を亡くされたり、さまざまな形で爪跡を残したことにより、まずは心よりお見舞いを申し上げます。

また、本市においても、今年は台風26号により、かなりの被害が出ました。総雨量306ミリという大雨をもたらし、法面崩壊、床上浸水、床下浸水、道路の通行どめ、さらに基幹産業である農作物への大きな被害など、日常の生活に影響を残した災害であります。一日も早い対応、対策をしていただきたいと心より願います。

また、今年11月に起きました、市内中学生5人が巻き添えとなる飲酒運転による交通事故であります。被害に遭われた子どもたちへの対応、特に心のケアを十分にして、元気に笑顔で学校生活が送れるよう、対応をお願いいたします。

そして、私たち大人は一人ひとりが、飲酒運転は絶対にしない、させないことを改めて自覚し、飲酒運転や飲酒運転事故を根絶できるよう行動すべきだと考えます。そして、安心・安全な街づくりを進めていくべきではないでしょうか。

そこで、質問事項1の安心・安全な街づくりについて、質問させていただきます。

要旨（1）あき地、空き家の対応について。

近年、全国的にもあき地、空き家の問題は大きく取り上げられております。本市においても議会に何度も上がっている問題であります。しかしながら、財産権など、いろいろな法的な壁があり、苦慮されているのが現状であります。このような動きの中、国の方では、法案づくりなどの調整が進められておりますが、難航しているように見受けられます。本来であればあき地、空き家はその地権者、所有者が管理をしなければならないのが基本ですが、さまざまな事情によりその管理ができず、放置されているのが現状であると思われます。しかし、安心・安全な街づくりを考えますと、対応、対策を講じなければなりません。本市

の職員の皆さんは日々対応されていると思いますが、法的な壁などがあり苦慮されているのが現状ではないでしょうか。しかし、その中で対応しなければいけないのも現実であります。そこで伺いたいします。

①担当課の役割と範囲について。

②災害時等における事前の対応と対策について、伺いたいします。

質問事項2、活力ある街づくりについて、伺いたいします。

先月、11月24日に開催されました第36回「八街市産業祭」では2万2千人という過去最高の人出で、大変にぎわいのあった産業祭と聞き、うれしく思いました。私も家族で見にいきましたが、今年は四街道市のよさこい踊りのチームの参加があり、活気ある踊りを見て、家族ともども感動しました。また、工業会の方では本市特産の落花生を使ったみそピーの料理コンテストが行われ、いろいろなみそピーが食べられて、大変おいしく、楽しかったです。近隣市との交流や地元の食材を使った料理コンテストなどを取り入れた産業祭、活力ある街づくりをこれからも伺いたいします。

そこで質問をさせていただきます。

要旨（1）北口市について。

今年9月より開催をしました北口市ですが、①この3カ月間の状況について、伺いたいします。

②、また北口市の今後の活動について、具体的な対応があれば伺いたいします。

要旨（2）地域活性化について。①八街産落花生の販売促進の現在の状況について、伺いたいします。

②八街市料理コンテストについて、伺いたいします。

要旨（3）地域活性化研究会について、伺いたいします。

今年、地域活性化を図ることを目的として、若い職員を中心とする研究会が立ち上げられたと聞いておりますが、そこで①現在の研究会の活動状況について、伺いたいします。

②今後の活動や、その研究会の位置付けについて、伺いたいします。

以上ではありますけれども、1回目の質問を終わります。明快なる答弁をお願いいたします。

○市長（北村新司君）

初めに、質問事項1、安心・安全な街づくりについて、答弁いたします。

（1）①②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

空き地や空き家は管理不十分でありますと景観の悪化や、防災や防犯機能の低下、火災の発生の誘発、ごみの不法投棄の誘発など、さまざまな問題の発生が懸念されます。本市におきましては、昭和47年に八街市あき地の管理の適正化に関する条例を制定し、あき地がその付近に害を及ぼし、または危険な状態になるおそれがあると認められるときは、当該あき地の管理につきまして、所有者等に対し、適正な指導または助言を行っております。しかしながら、空き家につきましては、空き家の管理を直接かつ包括的に対象とする法令がなく、

建築基準法をはじめ、それぞれの所管する範囲でしか対応ができないのが現状であります。また、危険性を回避するために緊急的な対応を要する場合であっても、物件そのものに対する措置は、財産権等の理由により、行政や他者が行うことが困難などの問題がございます。

このような現状を受け、現在、国におきましても所有者に対する相談体制の整備や、空き家に関連するビジネスの育成、普及の支援などに乗り出した状況であります。なお、現在、空き家対策推進法案が、議員立法により、国会提出を目指して調整が進められているとの報道がされておりますが、住宅対策にはさまざまな分野が絡むことから調整には時間を要しており、今国会への提出には至っておりません。当然のごとく、空き家は個人の財産でございますので、原則、所有者に管理義務、権利があるものであります。市としましては、今後の国の動向を注視しながら、行政の役割につきましても、その中で検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、質問事項２、活力ある街づくりについて、答弁いたします。

(１) ①②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

八街駅北口の公共核施設用地を利用して、駅周辺の活性化を図ることを目的に、八街商工会議所が中心となって、会議所の会員や各商店等の方々などの１７事業所が集まり、団体の名称を「やちまた未来」とし、９月８日から八街駅北口市がスタートいたしました。今現在では４事業所が追加加入し、２１事業所と増加傾向にございます。

なお、９月８日の「市」開始日には、開始式及び八街中学校区や八街中央中学校区の児童・生徒が音楽発表会をステージイベントとして行い、来場者数も約１千人を超え、盛大にスタートいたしました。１０月は１区のおはやし会や虹の会の方々によるステージイベントを行っていただき、１１月には八街大祭とあわせて「市」を開催し、開始から終了時までたくさんの方々が来場があり、「市」と八街大祭と、双方でにぎわいの創出を図ったところであります。

今後の活動といたしましては、１２月８日には八街北中学校の吹奏楽部による音楽発表会や、市民の方々による和太鼓を中央ステージで披露する予定であり、これからも毎月第２日曜日を基本に「市」を開催し、多くの市民の方々に来場していただき、定着した「市」となるよう、広報やちまたはもとより、さまざまなメディアに協力をお願いするなどし、八街駅周辺からさらなるにぎわいの創出に努めてまいりたいと考えております。

次に(２) ①ですが、毎年、落花生組合や八街市推奨の店「ぼっち」等にご協力をいただき、さまざまなイベントに参加し、落花生等のＰＲを行っております。

具体的に申し上げますと、５月には７日間連続で東京都庁内にある全国観光ＰＲイベントコーナーをお借りして、国内及び国外の方々に周知したり、１０月には３日間ではありますが、スポーツ祭東京２０１３（第６８回国民体育大会）開催の関連として、４７都道府県が出展する「ふるさとマーケット」の千葉県ブースでＰＲを行ってまいりました。さらに１１月には東北地方で初となるＰＲを宮城県仙台市で行い、本年度より浦安市民祭への参加や、新浦安駅前にオープンした新浦安駅前店舗「クオーレ」でのＰＲ販売を行うなど、休日を中

心に、４５回にわたるイベントに参加しております。

今後の予定といたしましては、１月には八街市ピーナッツ駅伝大会や茨城県つくば市にあります商業施設での落花生ＰＲを行い、２月には市内の保育園及び幼稚園で開催される節分の豆まき用の落花生を配布することや、幕張メッセで開催されます「コープみらいフェスタ きやつせ物産展２０１４」にも参加を表明しております。

なお、落花生業者会が行っております、郵便局を活用した落花生カタログ販売を、昨年度と同様に、市といたしましても支援し、本年度もさらに拡大して実施することになっております。これからも引き続き、さまざまな機会を捉えまして、特産品落花生のＰＲに努めてまいりたいと考えております。

そうした中、１２月１日には日本テレビの鉄腕ＤＡＳＨに、八街市内の落花生栽培農家が出演されました。八街の落花生のＰＲに大きな貢献をされましたことを、関係者に心から感謝申し上げまして、報告とさせていただきます。

次に②ですが、八街市産業祭の一環として昨年のニンジン料理コンテストを発展させ、今年度につきましては、アイデア料理コンテストとして、本市の特産品であるニンジン、落花生、トマト、大根、里芋、サツマイモの６品目を使った、誰でも簡単にできる料理やお菓子を募集しましたところ、２０点のさまざまな作品の応募があり、書類選考により５点を選定し、１１月９日に行いました最終選考では実際に調理していただき、おいしさやオリジナル性、野菜の魅力を活かしているかといった点などを厳正に審査した結果、最優秀賞には、落花生、里芋、サツマイモの３種類の特産野菜が使われた「やちまた３コロケ」が受賞されました。このコンテストの様子は大きく新聞報道され、市民の方々から、たくさんの問い合わせをいただいているところでございます。今後は、最終選考された５点の作品のレシピを広報等を通じまして紹介し、地産地消を含めた消費拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、（３）①②につきましては関連しておりますので、一括して答弁いたします。

八街市地域活性化研究会につきましては、少子高齢化を根源とする社会の急激な構造変化が進む一方で、東関東自動車道酒々井インターチェンジの開通など、八街市を取り巻く状況は大きな動きを見せています。こうした中、魅力ある街づくりと持続可能な行政運営の検討、また若手職員の企画立案、政策提案能力の向上を図ることを目的に、６月２６日に設置したものでございます。

現在、一般行政職４級以下の若手職員１１人が調査研究を行っており、これまで月２回のペースで、１１回の研究会を開催してまいりました。今回の研究テーマは「ＰＲを含む落花生・農業」及び「協働」であります。テーマの設定にあたりましては、まず、各自が持つ活性化につなげるための問題意識を発表し、その中から共通のテーマを選択したものでございます。

「落花生・農業」につきましては、農業振興、情報発信の観点から、先進事例などを調査研究し、農産物直売所等についての検討も行われました。その設置場所や中に入る店舗概要、

運営手法等、また、いわゆるSNSと言われるインターネットを活用した市のPR手法などについても調査研究を行っております。

「協働」につきましては、市が開催した先の協働街づくりシンポジウムに自主的に参加し、その紹介と内容の報告が行われました。これらを踏まえ、今月20日に大網白里市にあります、平成22年度地域づくり総務大臣表彰を受賞した民間企業に伺い、市民が主体的に実施しているワンデーシェフの店の運営方法、そして全社員による一人一社会貢献制度などについて視察をする予定とのことであります。

このほかの活動でございますが、これまでの提案事項として、ご当地ナンバープレートの導入や後納郵便を使った八街市のPRの提案が挙げられております。勝浦市で行われました関東甲信越B1グランプリにも有志で現場視察を行ったとのことであります。今年の産業祭における八街産野菜を使った料理コンテストにおけるレシピ募集に対し、構成員の1名が応募し、優秀賞に採用されております。

なお、私としては、普段、直接接することの少ない若手職員からの提案を受ける場として、この研究会を設置したものであることから、研究会構成員全員参加のもと、懇談の場を持ち、直接、意見交換を行ったこともご報告申し上げます。今後、研究会から調査研究報告書が提出されますが、実現可能なものは早急な実施に努めるとともに、中長期的な観点が必要なものは次期総合計画での実施を検討するなど、できる限り施策として取り入れてまいりたいと考えております。

本年の研究会活動につきましては12月末の報告書作成をもって終了する予定ですが、提案内容の重要性はもとよりでございますが、業務外の課題研究を通して自ら調査研究することで、市行政運営に対する視野を広げることにつながっている様子もうかがえ、若手職員の活性化、ひいては資質向上につながるものと考えており、手法、工夫が必要な点もありますが、継続的な実施をしてまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

答弁ありがとうございました。

それでは、何点か、再質問の方をさせていただきます。

まず最初に、あき地、空き家の対応についてなんですが、これは非常に難しい内容でして。特に今まではあき地、空き家に関しては、その場所に関していろいろ問題が出されてきていたんですけども、今日はちょっと角度を変えてみまして。要するに内部的な部分から、あき地の担当課、空き家の担当課は、本市の場合はどこが窓口になっているのか、まずはお聞きいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

まず、空き地の方でございますけれども、あき地につきましては八街市あき地の管理の適正化に関する条例というのがございまして、所管課は環境課ということになっております。環境課におきまして所有者等へ指導、助言などを行っているというような状況でございます。しかしながら、空き家につきましては、議会の方でもたびたび取り上げられておりますけれ

ども、市長からも答弁いたしましたとおり、空き家の管理について、直接かつ包括的に対象とする法令がないということもございまして、ここを専門に所管する課につきましては現在ないという状況でございまして、いろいろな状況、防犯・防災ということであれば防災課であるとか、環境の面であれば環境課、建築の問題であれば都市計画課、それぞれの所管する範囲、課で対応しているというのが現状でございます。

○鈴木広美君

特に空き地よりも空き家の方が非常に、内容によってはいろんな担当課に属するというところで非常にまた対応も難しくなっているのがやはり現状であると思うんです。しかし、市民の方からは、やっぱりそれが対応の遅れにつながっているのではないかなというような意見もあるんですが。そこで空き地にしても空き家にしても問題の事案が起きた場合、わかる範囲で結構なんですけれども、担当課はどういった対応で、その案件に対して対応されているのか、具体的にもしわかりましたら口頭でお話しできる範囲で結構ですので、教えていただきたいと思います。

○総務部長（浅羽芳明君）

先ほど申し上げたように空き家の対応につきましてはいろいろ問題が多岐にわたるということで、所管する課も現在はないということで、相談を受けたそれぞれの課がそれぞれで対応すると、所管の範囲で対応するというような状況でございます。法律的に言いますと、例えば建築の関係ですと建築基準法がありますので、その所管する課、それから道路法にもやはりそのような規定もありますので道路法で規定する範囲については道路河川課というところもございまして。例えば道路河川課の方では道路上、道路に面しているところということですが、道路上に落下した瓦とか壁、これについては道路管理者として撤去するような措置はとっております。また、これも聞いた範囲なんですけど、印旛土木事務所の方では建物が危険な場合にはカラーコーンを設置するなどして、通行者に対して注意喚起するというような措置は行っているようです。過去には消防署の方で対応したというような実績もございまして、これはあくまで緊急避難的に、人的な危険性があるというようになるときに行ったもので、これはあくまでも一時的な対応ということになります。

○鈴木広美君

各課それぞれ苦慮しながら対応されているんだというのがわかるんですけれども。例えば、空き地ですと現状の写真を撮って、所有者の方とかに発送したり、こうして欲しいというように形で促されているところも見られるのは、私も実際に知っているんですが。各担当がいろいろと、どういう動きをされて、どういう形で所有者や地権者の方にお知らせしているかというのも、まだまだ市民の皆さんに十分理解されていない部分が非常に多いので、やはりその辺は行政の方も、法がどうしてもある以上、ここまでは我々は一生懸命やっているんだけれども、ここから先はなかなか手が出せないということをやはり明確に市民の方にも教えていくことも必要ではないかなと、私は考えております。

実際、ある地域で空き家のトタンの一部が壊れておりまして、行政の方に連絡を入れたん

ですが、強風によってそれがはがれて近くの車輛、車に当たって損害が出るという事故がありました。事故に関してはやはり民・民の問題になりますので。ただ、やっぱりその方に言わせると、こういう形をとってこちらも動いているんだというような具体的なちゃんとした返答がなかったということで、非常に、市の方が対応してくれているのかというような、実際の話もありました。

だからそういった部分で、担当課はいろいろ、さまざまにまたぐ部分もあるんですが、また限られた職員の人数で対応されたり、いろんな範囲にわたっての担当課が動かなければなりませんので、できれば防災や安心や安全の観点から考えると、将来的には一括の窓口、あるいは専門の担当課、あるいは班を作るべきではないかなというふうに、私は考えております。

また、さらに将来的に、今、あき地条例に関してはありますが、空き家に関してもいずれ国の動向を見ながらそのような形をとっていかざるを得なくなるような状況が出てくるとは思うんですけども、やはり私が考えるには、協議会あるいは地域のそういった実態を把握した上で、条例とかそういったもの、やはり地域にあった条例を作っていくのが妥当だと思っておりますので、これから先、そういったものを早急に、お考えがあるのであれば実態調査を兼ねた条例作りというものを視点に入れてお願いしたいと思います。

それでは次に、北口市についてなんですけれども。

まず北口市が開催されて3カ月がたったんですけれども、北口市に来場された方へアンケートをとって、要するに生の声というものを聞いていくようなお考えがまずあるのか、ちょっとお聞きいたします。

○経済環境部長（中村治幸君）

北口市につきましては、ご質問のとおり、開催が始まりましてやっと3カ月。3カ月といえますか、3回開催したところでございまして、現在、出展者側で、今回、皆さんやる気を持って取り組んでいただいている段階でございまして、いろんな取り組みを考えながら現在やっているというのが実情です。この3回の中でいろんな意見も出ているんですが、これをもう少し、団体の方で考えた取り組みをしながら、参加者のアンケートについては後々やっていきたいと。原段階でやっても、まだ3回という中で、これから出店している方もさまざまな取り組みを考えておりますので、それらを行いながら時期を見てアンケート等もやっていきたいというふうに考えております。

○鈴木広美君

3回ということで、まだまだこれからということですが、やっぱりアンケートをとって来場された方の生の声を聞いて、それを材料にして反省会等を行って、次のものを考えていく。市民の方もそれが採用されると、ちゃんと聞いてくれているんだとか、そういったものを多分ひしひしと感じると思いますので、ぜひ前向きにこれは行っていただきたいなと思います。

また北口市なんですけれども、今のところ月に1回ということで、これはもう当然ながら

2回、3回という方向性は考えていらっしゃると思うんですけども、そのほかに、あいている、1カ月約30日あるわけですけども、そのあいている日もこれからふんだんに使えるような、そういったお考えとかはあるんでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

北口市に関しましては公共核施設用地を利用してということで、今は月1回ということで、今、議員さんがおっしゃられましたように、これはもっと回数を増やす、まずは回数を増やしていきたいということは念頭に思っております。それと現在、前から行われております土曜市等もまだ開催されております。いずれこれらについては、私どもの方としては一緒になって、やはり盛大にやっていきたいということも考えております。あいた、そのほかの土地の活用ということについては、現段階ではまだそこまで至っていないということでございます。

○鈴木広美君

前向きな方向性があることはまず間違いないと思うんですけども、やはりあいているところをフルに使っていただいて、活性化に向けて進めていただきたいと思います。

続いてですけども、北口市は今年の8月頃にたしかポスターがあちらこちらへ送られたりなんかして、非常にいいポスターができていますんですけども、あのポスターには半年間の日程が記入されているんですが。

例えば、先ほどもありましたけれども、中央のステージでいろんな催し物をやったりされているんですけども、そういったものをもっと事前に市民の皆さんに、来月はこういうものをやりますとか、あるいは新しいこういう店舗が入りますといったような、事前に配れる、PRができるような、そういった広告の配布等のお考えはあるんでしょうか。

○経済環境部長（中村治幸君）

当初入れましたポスターにつきましては、市の方で予算を使いましてやらせていただきました。それで現在、第2日曜日の開催でございまして、これを市民の方にもっと定着したいということで、広報やちまたにある期間まで定期的に毎月、広報の方に載せていただきたいということで現在、交渉してございます。

広報に載せる場合にステージイベントを載せるとなりますと、広報の締切期間が1カ月ちょっと前になりますので、なかなか次の月のステージイベントがまだ決まらない。学校等にお願いしたり、子どもさんたちのジャズダンスとか、その団体の方たちと交渉している中で、なかなか1カ月以上前から決まらないのが実情でございまして、現在、広報の方に載せられるのが、「今月は何日です」と。それから決まったイベントがあれば載せるようにしたいと。

それから、ポスターにつきましても、これは予算の関係もありますが、やはり私どもの方でもある程度、市としても何回かは出して、やはりこれを支援していきたいというふうに考えているところです。

○鈴木広美君

3回行われたということなので、まだまだこれから、活性化に向けていろいろ根付かせて

いくことも非常にこれからだと思いますので。

けさ、議員控室の方で各議員の方にも配られたと思うんですが、こういったA4で配られた広告、宣伝。これは北口市の宣伝なんですけれども。やはりこういった中を見ますと、今度の12月の北口市に関しては、北中学校の生徒が12曲、12曲も演奏していただけるということで、午前と午後の時間も明記されていますし、新たな店舗が、こういったものが出ますと。こういったものがあると非常にやっぱり我々としても、これだけあるんだったら行ってみようかなとか。最近では中央に食事とか休憩ができるようなテーブルとか椅子とかも配置していただいているので、まさにこれから北口市は八街駅前の活性化につながるかなめとなると思いますので、ぜひこういったものを取り入れて、どんどん進めていただきたい。確かにお金がかかる部分もあるんですけれども、なければならないなりに工夫していただいて、活性化につながるような活動をお願いいたします。

続きまして、地域活性化についてなんですけれども、まず、今回は料理コンテストが行われて、職員というか、構成員の方が入賞されて、入賞されたコンテストの料理ですね。その料理は入賞されただけであって、それをどのように活かしているのか、ちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○経済環境部長（中村治幸君）

料理コンテストのレシピ等につきまして、先ほど市長の方から答弁がありましたように、今後、これを広報で公表、あるいはホームページに載せて公表するというのを、まず第1段階として行いたいと。

それから、これは教育委員会のご理解をいただきまして、給食センターの方で最優秀賞をとった「やちまた3コロッケ」、これを学校給食に使えないかというようなことで検討いただきました。残念なことに、ちょっと手間と、それから時間等の関係で、これは給食には使えないということだったんですが、そのほかの料理についても現在、給食等に取り入れられるかどうかの検討をいただいているところでございます。

○鈴木広美君

せっかく一生懸命作った料理が優勝されたりして、レシピだけではなくて、八街の特産の落花生に続く、八街の地元の食材を使った料理ということで、それをまちおこしに使えるような、そういった動きが出てくると、また1つ、目玉商品になるのかなというふうに思いますので、ぜひ前向きに、給食センターもしかり、また北口市や市内の催し物にそういったものを出せるような機会やチャンスがあれば、ぜひお願いしたいなと思います。

最後になっていくと思いますけれども、活性化研究会について、ちょっとお伺いしたいんですが、先ほどの市長答弁のお話の中にもありましたが、活性化研究会は多分、今年の6月に発足されたと思うんですが、一応12月末をもって一旦解散というか、終了するということですが、これは今後、一応来年、またいつ頃をめどに再開する予定があるのかどうか、お聞きいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

この研究会でございますけれども、できるだけ広い視点から提言を得たいというようなことで、特に若手職員、それから職域、職務を越えた構成メンバーで研究会を結成したということで、職員の能力開発も目的の1つとしております。先ほど市長から答弁を差し上げたように、継続的な実施をしていきたいということでございまして、12月末で報告書は作成されますけれども、来年度も市長の意向も含めまして、踏まえまして、引き続き研究会としては存続させていきたい。しかしながら、まだ具体的にいつの発足にするかということについては決定しているような段階ではございません。

○鈴木広美君

この研究会は非常にいろいろと活動も活発になってきて、また若い方のいろんな知恵とか、また時代の流れに合ったいろんな発想を持っているもありますし、とにかくやる気がある方が集まっているんじゃないかと思っていますので、そういったものをどんどん取り入れられる場がしっかりとした形で構成されていくと、非常に若手職員の方も希望がわくのではないかなと思います。

それで、若手職員の希望者などで構成されたと聞いておりますけど、いずれ、将来的なことになりますけれども、研究会ではなくて、また1年という区切りではなくて、これを継続、あるいは班とか担当課とか、部署的な、組織的なものにしていくかどうかのお考えがあるかどうか、お聞きいたします。

○総務部長（浅羽芳明君）

組織化ということでございますけれども、この研究会自体につきましては、先ほどご答弁差し上げたとおり、継続して設置していきたいというふうに考えているところでございますけれども、組織を、例えば班であるとか課にしていくということについては、現在のところ考えておりません。このような形、プロジェクト的な形で継続できればというふうに考えているところでございます。

○鈴木広美君

若手職員など、まちの活性化のつながる発想とか、そういったものを採用することで、職員の意識改革とか、やる気等につながっていくと私は考えていますので、1年ごとと言わず、なるべく将来的にはそういった組織的なグループ等にして、新しい活性化につながるような、そういったチーム作りも内部的に必要なになっていくのではないかなというふうに思います。そういったものをお願いしまして、これからのまちの活性化に向けて努力を、我々も、私もしていきたいと思いますので、ぜひお互いに協力できるところは協力して、お願いして、私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（林 修三君）

以上で誠和会、鈴木広美議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、長谷川健介議員の個人質問を許します。

○長谷川健介君

誠和会の長谷川健介です。通告に従いまして、質問させていただきます。

まず、質問事項１、八街バイパスの進捗状況について。

八街市の道路網は八街駅周辺の中心として、国道や県道が放射方向に通るネットワークで、八街駅南部の八街十字路に交通が集中しており、ＪＲ総武本線踏切があることも影響し、交通渋滞が発生しています。この八街十字路の混雑を緩和するために、現在バイパス事業が進められており、平成２３年５月に一部供用開始されましたが、残りの区間である５区地先の供用開始の時期と進捗状況について、伺います。

続いて、質問事項２、八街市消防団について。

まず１点目に、現在、老朽化が見られる機庫の建てかえや、一定の使用年数を超えた古い消防車両の更新が順次行われていますが、今後の消防車、消防機庫等の整備計画について、伺います。

続いて２点目として、２００７年に新設された中型自動車免許制度により、現行の普通自動車免許を取得されている団員では運転できない車両があるわけですが、該当する分団の中で団員の中型自動車免許取得状況について、伺います。

明快なる答弁をよろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

初めに、質問事項１、八街バイパスの進捗状況について、答弁いたします。

個人質問５、桜田議員に答弁したとおり、大関入口交差点付近につきましては、関係地権者のご理解、ご協力をいただきまして、交差点北側から八街幹部交番までの区間の用地買収が完了し、順次移転していただいているところでございます。また、当該交差点から、市道３区３５号線の交差点までの区間について、平成２８年度に暫定２車線での供用を目指していると県から聞いております。市といたしましては、県と連携し、引き続き、全線開通に向け、残りの区間につきましても、関係地権者との用地交渉に鋭意努力してまいりたいと考えております。

次に、質問事項２、八街市消防団について、答弁いたします。

（１）ですが、本市の消防団の消防車両につきましては、整備年度の古いものから毎年度１台ずつ更新する計画で進めており、消防機庫につきましては設置年度や老朽化の状況、また修繕等の状況を考慮した上で、整備計画に沿って隔年で整備する方向で進めております。

今年度につきましては、山田台区の第８分団の消防車両を更新し、消防機庫につきましては西林区の第１６分団を新築することで進めております。

次に（２）ですが、中型免許制度につきましては平成１９年６月に道路交通法の一部が改正され、車両総重量５トン以上１１トン未満の自動車が中型自動車と定義され、これに対応する免許として中型免許が新たに追加されました。本市の各分団で使用している消防車両につきましては、現行の普通自動車免許証で運転できない５トン以上８トン未満の車両が１６台ございます。この１６台を使用している各分団で、運転するために該当する改正前の普通自動車免許及び中型自動車免許以上を所有している団員数につきましては、各分団の定数にもよりますが、１個分団で９人から２０人が在籍しております。

○長谷川健介君

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、八街バイパスの進捗状況についてですが、5区、大関入口の交差点付近から幹部交番までの区間での用地買収の方が完了したということですがけれども、現在移転されている方もいるということで、移転状況を伺います。

○建設部長（糸久博之君）

地権者につきましては7件でございまして、うち2件につきましては移転が完了しております。残る5件につきましては、今現在移転中でございまして、今年度完了予定でございします。

○長谷川健介君

ありがとうございました。

それから、平成28年度、暫定で供用を目指しているということですがけれども、その区間において、現在の用地交渉等の状況を伺えますでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

暫定を目指している区間につきましては、大口の地権者が2件でございまして、1件につきましては今年度契約済みでございします。残る1件につきましては、来年に契約となる見込みとなっております。

○長谷川健介君

大口の地権者が2件で、1件の方は進んでおられて、もう1件は来年度中ということですがけれども。もう1件の方の契約が済めば、工事の方は可能なんではないでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

用地の買収が済めば、県の方も28年に暫定の利用開始ということで可能であると考えております。

○長谷川健介君

契約の方が済めば可能ということですので、この区間が開通すれば、ヒラカワ商会さんのところの丁字路であったり、ヤマチョウさんのところの十字路であったり、あの辺に関して、右折車輛による渋滞の方も緩和されると思いますので、一日も早い着工を期待しています。

それから、平成23年5月に一部供用開始されたことによって、実際に交通量というんですかね、どれぐらい変化が見られたのかということをお伺いしますでしょうか。

○建設部長（糸久博之君）

昼間の12時間交通量調査につきまして、供用を開始しました平成23年10月に市の主要交差点の交通量調査を実施しております。前回の平成10年度に実施したものと比較しますと、八街十字路につきましては総流入交通量でございしますがけれども、平成10年度は2万1千486台で、平成23年10月では1万8千948台で、2千538台減少しております。特に成東方面からの流入が957台と減少しておりまして、渋滞長も減少した結果が出ております。成東方面や成田、三里塚方面から東金方面等へ向かう車輛が金比羅線やバイパ

スを利用したものを考えられます。したがってバイパスが一部供用開始をしたことによりまして、渋滞を軽減する効果があったものと考えております。

○長谷川健介君

バイパスの開通によって、それが近道であったり、回り道で迂回路であったりということで、効果の方も出ているということです。実際に利用者の方も混み具合によって道路の方を使い分けしていると思いますので、このように新しい道路ができれば交通の方も分散していくと思いますので、八街バイパスの全線開通に向けて、引き続き県の方と連携しまして用地交渉の方を、よろしくお願いいたします。

続いて、消防団についてですけれども、まず消防車両というのは毎年、消防機庫は隔年ということで。今年度は8分団が消防車、16分団が機庫改築ということですが。次回は、次に整備される予定の分団というのはどちらの分団か、教えていただけますか。

○総務部長（浅羽芳明君）

25年、今年度につきましては先ほど市長が答弁を差し上げたように、消防車両については第8分団、機庫につきましては16分団ということで考えております。消防車両については毎年度ということで、機庫については隔年度ということでございますけれども、そういった中ではございますが、財政状況を考慮しながらということもございます。

今後の整備計画ということでございますけれども、残りの消防団の機庫で耐用年数を過ぎて、今後整備していく機庫が5個分団ございます。どこを先に整備していくかということにつきましては詳細はまだはっきり、またその都度、計画の中で必要性に応じて検討していかなくちゃいけないということになっておりますが、必要性があるのは5個分団ということになっております。

○長谷川健介君

5個分団の分団名はわかりますか。

○総務部長（浅羽芳明君）

7分団、8分団、9分団、11分団、22分団の5個分団となっております。

○長谷川健介君

ありがとうございます。

今伺ったように、今後も消防車であったり消防機庫の整備計画はあるわけですが、現状を見ましても、近隣市と比較しても大変すばらしい消防車、消防機庫だと思います。八街市としても地域防災にこのように尽力している消防団に大変力を入れてくれているんだということもわかります。そのような中で、今年度、本市で開催されました印旛支部の消防操法大会に小型ポンプの部で出場した分団の操法演技中にポンプのエンジンがかからなくなり、タイム的にも順位を落としてしまったわけで、支部大会に出場されるにあたり、今後、また次回は16分団が小型ポンプで出場されるわけですが、その分団が使用することになる小型ポンプを新たに購入する計画というのがあるかどうか、伺えますか。

○総務部長（浅羽芳明君）

今お話がありましたように、今年度、小型ポンプでございますけど、小型ポンプにつきましては支部大会に出場する分団に対して市の方で貸し出しているというような現状の中で、今年度、訓練をする際には、今年度に限らずですけれども、事前にメンテを行うなど万全を期しておりましたけれども、今年度は当日、演技中にエンジンがかからないというような不測の事態が起きてしまいました。非常に、訓練成果が発揮できなかったことに対して非常に申し訳なく、また残念だというふうに思っております。

この小型ポンプでございますけれども、購入後10年が経過しているというような状況もございますし、ただいま申し上げたとおりメンテナンスを行っていても不良なところが出てしまうということがありますので、担当といたしましては新規購入について検討したいというふうに考えているところでございます。

○長谷川健介君

ありがとうございました。

実は先日、次の大会に出場することになっている16分団の団員の方に出て、ちょっと話をしたんですけれども、その団員の方に話を聞くと、ほかの出場されている分団の方たちも、もうポンプ自体の性能が全然違うと言うんですね。だから、あれではちょっとタイム的にも厳しいというような話もありますし。また、16分団としても、話を聞くと目指すところは全国を目指したいというような話も伺っていますので、今後、購入に関してはぜひ検討していただきたいと思います。

それから、続きまして中型自動車免許の取得状況についてですけれども、対象となっている分団で取得されている人数というのは先ほど市長答弁にあったのでわかりましたが、実際に取得されていないというか、中型でなければ乗れない、現行の普通免許しか持ち合わせていない団員数について、把握の方はされているのか、伺います。

○総務部長（浅羽芳明君）

まず、先ほども答弁しましたが12月1日現在の消防団員数が453名ということで、そのうち5トン未満の車両のみしか運転できない、5トン未満の車両のみ運転できる団員数は65名となっております。

○長谷川健介君

総団員数で453名中65名の団員が中型がなければ車両を運転できないということなんですけれども、そういった中で現在、取得されていない団員に対してどのような対応というか、されているのか、伺えますか。

○総務部長（浅羽芳明君）

この中型免許制度につきましては、その取得について、直接、現在、市が何らかの制度をとっている、措置をしているという状況にはございません。

しかしながら一方で、消防自動車の更新ということの観点からお話をさせていただきますと、車両の更新は先ほどお話ししたように整備計画がございますので、更新の前年に消防団の方に更新するというような旨をお伝えいたしまして、地元の区であるとか消防団で新規、

新たに入団する消防団員、あるいは消防車輛の規格とか、話題になっています中型免許制度、これらを考慮に入れて新型車輛をどうするかということを決めていただいているような状況でございまして、具体的に申し上げますと、5トン未満の消防車輛に更新していただくような方向でお話をさせていただいているというような状況でございます。

○長谷川健介君

今伺ったところだと、普通免許でも運転できるような車輛に今後また更新していくという話ですけど、先ほど16台、対象になる車輛があるということで、毎年更新されても最低でも16年という期間がかかると思うんですけど、そういった中で今後、現在65名ですけれども、今後また現行の普通免許しか持たない団員というのがどんどん、これからも増えてくると思うんですよ。

そういった中、話を伺いますと、近隣の芝山町の方では団員の中型免許の取得に対して補助制度を設けているようなんですけれども、先ほども八街市では今のところはということなんですけど、もう一度、どうか伺えますか。

○総務部長（浅羽芳明君）

確かに今お話があったように芝山町の方では補助ということで、10万円を限度として、かかった費用の2分の1、これを補助しているというような話は私の方でも把握しております。芝山に関しましては私どもの方の把握では、これ以外にも大型特殊自動車等の免許取得、これは農業のまちであるというようなこともあって、経済政策の一環としてそういった補助を行っているというような状況も聞いておりますが、私どもといたしましては先ほども申し上げたように、免許取得に関する直接的な補助ということは考えていないところですが、現在のところは消防車輛の更新の際にそういった制度に合うような車輛にしていく。これを基本にしたいというふうに考えているところでございます。

○長谷川健介君

今伺ったように、考えないということですけど、以前、オートマ限定免許という制度が新設されたときに、それ以降に入団された団員で、私も当時、消防団に入っていましたけれども、当時、私が所属していた分団の消防車がマニュアル車だったんですよ。オートマ限定だったということで、やはりマニュアルは運転できないということで、限定解除して運転できるようにしたというようなこともあったんです。大きい分団、団員数の多い分団はいいと思うんですよ。少ない中でやっている分団においては、どうしても取得してくださいと、団の方から言われるということもあると思うんですよ。そういったときには何らかの対応をしていただきたいと思うんですけど、その辺は。

○総務部長（浅羽芳明君）

同じようなお答えになってしまいますけれども、現在のところ直接的な助成は考えていないところですけども。先ほど石井議員のご質問の中で国によって消防団活動がしやすいような環境整備ということで、法律ができると。今現在、参議院に送られているというようなことございまして、その中では例えば財政上必要な措置、こういったことも盛られている

ようですので、ぜひそのような形で支援いただければ、またその中で検討していく部分があるんだというふうに思っております。

○長谷川健介君

ありがとうございました。

これからも団員が活動しやすい体制を作っていただくことをお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林 修三君）

以上で、誠和会、長谷川健介議員の個人質問を終了します。

お諮りします。本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。

本日の会議は、これで終了します。

明日は、午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

長時間にわたりご苦労さまでした。

（延会 午後 4時20分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問